

平成23年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成23年9月22日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

安江 清美	田中 健	永井 真人	山崎 りょうじ
池田 福子	川合 正彦	村上 直規	風間 勝治

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	鈴木 健一
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第47号	知立市観光施設条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第48号	平成23年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
議案第49号	平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第51号	平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	平成22年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	平成22年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	平成22年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

午前10時01分開会

○永井委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は9件、すなわち、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第51号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、認定第7号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第47号 知立市観光施設条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

おはようございます。

多分あれだと思いますけれども、細かいことでちょっと聞き漏らしたことを追加でお伺いしたいと思います。

まず、12条の目的外使用というふうにありますけれども、目的というのは、明快に言うとしたら一つでしょうか。施設の目的外使用という項目12条。

○経済課長

条例の第12条、施設の目的外使用ということがありますけれども、これは、この施設は観光施設という位置づけにありますけれども、今回観光以外においても貸し出しをしていくという中で、貸し出しについても私どもではお茶の利用ということで貸し出しをしていくわけですので、それ以外の目的で使用しては困りますという考え方に基いている条文でございます。

○池田福子委員

それでこの申し込みなんですけれども、個人でも団体でもどちらでもいいんですか。

○経済課長

個人でも、団体といいますか、お茶の先生で教室をやってみえる方とかそういう方、多分その代表者の個人で申し込まれる方が通常ではないかなというふうに考えておりますけれども。

○池田福子委員

ということは、1人で使うということも可能と

いうことになりますかね。

○経済課長

実際にこちらは広い面積がありますので、1人で借りてそこで何をやるのかなど。やはり申し込みをされるときにその辺の事情も説明しまして、ここは、通常ずっと1年間借りられるところじゃないものですから、この以外のところでこういう利用の、お茶の生徒たちに教えるとか、それからお茶の教室で、皆さんでお茶の習い方というんですか、学習をするというところで使っていただくところですので、例えば何人利用とかそういうのを一応書いていただくような様式として考えているところです。

○池田福子委員

今何人という話が出たものですからついでに伺いますが、何人まで一度に借りられますか。

○経済課長

こちらのほうの部屋の間取りですけれども、こちらのほうが、広間が10畳あります。そして小間が4畳半、そして水屋が8畳半、以上23畳ありますので、それ以内であれば利用可能かと考えております。

○池田福子委員

そうすると借りる側の判断ということによろしいわけですね。ここに、時間外は貸さないけれども時間外は600円というふうになっておりますけれども、具体的に、夜終わってからということですよ。何時から何時を一体、時間外というふうに受け入れるのか。

○経済課長

こちらのほうの時間外というのは、通常、午前中の4時間と午後からの4時間というのを通例ということで原則としておりますので、その範囲の中で準備から片づけまで終わっていただきます。ですから夜のほうは、最初から、もし延びたらとかという話は原則できませんよというお話はさせていただく予定であります。ですから本当に例外的に、どうしても延びてしまったとか、午前中やっていたけど少しずれちゃったとか、そういう場合で午後の方がいない場合とか、そういう何も支

障がないときに、じゃ、申しわけありませんけどこの600円で時間外分としていただきますという予定をしております。

○池田福子委員

ということは、後から徴収ですね、お金は、その場の後から。事前ですよ、本来は、徴収するのは、後からその場でもらいますよということで理解していいですか。

○経済課長

ですから最初からこちらのほうは、時間外というのは余り考えていないものですから、皆さんその時間内に終えていただくということで申し込んでいただきます。そこで料金もいただく格好になります、1,200円をですね。あと、万が一になった場合は、それは当日のことでないとわかりませんので、私どももその現場に行くわけじゃありませんので。あと、そちらで管理していただく先のところで、時間になると行きますよね、終わりますかと。そのときに、もし事情で延長された場合はそこでお話ししていただいて、そうすると、私どもに管理していただく方から連絡をいただきます。そうしたら、例えばどうしても料金を徴収して延長しないといけない場合は、後で、後日その600円をいただくということをお話ししていくという予定をしております。

○池田福子委員

要するに、いつかということを知ったかかったものから、後日ということですね。よろしいですか。

優先順位を聞いてもちょっとお答えしにくいかなと思いますけれども、重なった場合の優先順位は、早い者勝ちなのか目的別なのか難しいところですが、1グループしか貸せないわけですよ、貸せるのは、その辺のところはバッティングする場合も大いにあり得るぐらい利用者がふえると本当はいいですよ、これね。だから、優先順位の考え方をはっきりしておいたほうがいいと思うんですけどもいかがですか。

○経済課長

そうですね。ダブるぐらいの人气があれば一番

いいんですけども。実際市役所に来て受け付けますので、やはり早い者勝ちというのですか、来ていただいて申し込んだその時点だと思えますので、その場で許可をしていきますので料金もいただきます。ということですので、通常の公民館とかですと電信で申し込みしたりとかありますけれども、それとは違いますので、直接申し込みの早い方からというふうに考えております。

○池田福子委員

それで申し込みのところになりましたのでそちらもちょっと伺いたんですけど、申し込みは3カ月前の初日から14日前までというふうに、2週間前までに申し込むというふうになっておまして、14条2項の規定によるということで、議案第47号参考資料なんですけれども、2週間前までで14日の空白の間に申し込みがあった場合でも受け付けますよね。一応、原則は3カ月前の初日から2週間前までが受け付けですというふうにここにはなっているんですよ。でも、2週間後でもいいければ受け付けるかな、どうでしょう。

○経済課長

こちらのほうの条文につきましては、原則このような日にちでどうしても決めておりますので、やはりうちのほうが直接管理しているわけじゃないものですから、管理先のほうへ申し込んだ時点でいついつこういう申し込みがありましたという連絡をしますので、どうしても2週間前ぐらいでないと管理する方も困りますし、直接公民館ですと常時人がおりますのでいいんですけど、その辺がありますので2週間というのを決めさせていただいております。ですからその後申し込みがあった場合は、やはり条例規則に基づいて本来施行していかないと、この日にちはどうなるのということを後で言われましても困りますので、この日にちで対応していきたいと考えております。

○池田福子委員

それからその次の段に、いわゆるキャンセル、取り消しをする場合は利用日の7日前までということで、7日前までならお金を返すという意味でとらえていいですか。参考資料の下のほうなんで

すけど、返金するということですかね。普通だとそう考えるんですけど。入金は先ですよ。

○経済課長

利用日の7日前までに利用を取り消そうとする場合はということになっておりますので、そういう取り消しの申し出があれば、当然事前にいただいた使用料につきましてはお返しするという格好になります。

○池田福子委員

ですからその後です。7日過ぎた場合、もっと過ぎてから、詰まってきた場合。これは返金するのにかしないかということなんですけど。

○経済課長

この規則に基づきますと、それ以後については、取り消しが7日前となっておりますので、それはできないと、相手方の都合によって急遽キャンセルされたということでもありますので、申しわけありませんけどこの使用料につきましては返却ができないということになります。

○池田福子委員

じゃ、その辺のところも事前にお話しただけということでもよろしいですよ。これは、この場合は返金できません。ただし、きのうみたいな暴水害とかそういう場合は別ですよということを明示していただければいいんじゃないかと思えますので。以上です。

○経済課長

やはりそれ以後、そういう突然の場合が、どうしても市の都合ということもありますので、その辺は事前に利用者の方にはお話をさせていただきたいと思っております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○村上委員

今回、議案第47号の知立市の観光条例ということで、本会議でも、そして今、委員会でも少し議論になりました。私は、今回のこの市の観光条例について少し観点を変えてお聞きしたいなというふうに思いますが。八橋のかきつばた園の茶室燕子庵を、かきつばたまつりを通常やっていますよ

ね、開いておつて。私もあそこでお茶とお茶菓子をいただいて心を休めるというようなこともさせていただきまして、本格的な茶室だなということとは十分理解しておるわけなんです。規則で定められた日にちを除いて、今回あの燕子庵を専用して利用ができますねということで、観光条例の中で改正がされたということなんです。先ほどの議論の中でも、茶の学習という御答弁もございました。そして今回の燕子庵の利用料金の設定の目的が、私自身理解ができないということと、利用料金の設定をして貸さなければならない決まりが、この条例というのが、地方自治法の中でこういう部分についてはきちっとした設定をして貸さなければならないと、観光の観点ですよ、というのがあるのかないのかお示しいただきたいというのと。

それから補正のほうで、数字をかりたいというふうに思いますが、歳入のほうで、今回1万2,000円という、間違っていたら済みません、そして歳出のほうで9万円というものがございます。この根拠もよくわからないのですが、その根拠について御披瀝願いたいなというふうに思うんですが。こういう根拠じゃなくて、今回出していただいた算出根拠じゃなくて、この1万2,000円と9万円、入る側が1万2,000円出る側が9万円、だれかに預かってもらうよと、恐らくそんなことだと思うんですが、なぜこういう。さらに、これ、根拠を出してきて、建設費用が何千万円と。それで平方メートル当たり幾らだという根拠まで出して、これで逆に言うと、このものの施設の今後に向けてそれだけの財源が出てくるのか、全然出てこないですよ、そういう部分。

それからあと、この観光条例第10条の関係の中で、時間帯使用料金につきましてはということはこちらのほうにも載っております、9時から1時まで1,200円、そして1時から5時までが1,200円です。この1,200円で1万2,000円。だから、どういう方が借りるのかと、この想定をどんな想定をされていったのかということと、さっきもちょっと触れましたが9万円という話も出てきます。

それで、その中でもこの広域圏、圏内、衣浦東部の5市ではこの料金でいきますよという話の中で、これは本会議の中でもあったんですが、4倍の料金を取って、それ以外の方については4,800円だよという話がございます。これはどういう方が借りるのかと。これを設定するときには非常に議論をしていったと思うんですが、どういう方が借りるのかというのが全く私は想像がつかないんですよ。この茶の世界、本格的な茶室と、そして茶道をさわめる、それぞれの門派があると思うんですよ。そういう茶室という部分についてこういう安易な料金設定をする。本来これは経済課のほうが、観光条例として料金設定をするのが本当なのかなというところを非常に感ずるんですよ。これを見せてもらっても、パティオの茶室は文化課、そして文化広場の茶室については生涯学習スポーツ課と、さらには和室、これはお茶の心を磨きながらお茶の学習をする茶道という、そういうところなんですよ。これを、観光条例として燕子庵、この料金設定でどういう方が借りていくのかというのが、恐らく想定されてこういったものを決めていったと思うんですが、その辺についてお示しいただければありがたいと思います。

○経済課長

それでは、何点が御質問がありましたので漏れていましたらまた御指摘いただきたいと思います。

まず最初の観光条例の中の施設を貸し出していく場合の使用料を定める根拠ということなんですけど、地方自治法には公有財産に対する使用料ということで定義づけされておりますので、そういう規定に基づいて使用料を徴収するものであります。そして、歳入の1万2,000円と歳出のこちらの9万円のそれぞれの根拠なんですけれども、歳入につきましては、今回この1,200円を10回ほど借りていただけという見込みで計上させていただいております。あと、歳出のほうの、これは管理をしていただくための委託料ということで、10月から6カ月分ということで、月額1万5,000円の半年分ということの9万円ということで委託料を計上させていただいております。

今後において、現在、今回は歳入1万2,000円ですけど、これが財源としてこのままで実際の支出に当たってのものが出てくるのかと言われますと、出てくるわけはありませんので、やはり今回の使用料を決める場合もどのぐらい利用があるかというのがまだつかめませんでした。実際に、条例を改正するに至った経緯する場合は、昨年この施設ができて1年利用していただきました。昨年お茶の先生たちから、せっかくある施設だから利用をもう少ししたらどうだというような御意見がありまして、ことしの3月議会ですか、また再度ありまして、そのときもまだはっきりとはしていなかったものの、この6月議会にも同じ質問がありまして、観光の期間以外は貸し出していくということで方針が決定されましたので、それに基づいていろいろ使用料を決めたわけなんですけど、使用料の根拠は、先ほどこれがベースだよということをおっしゃいましたけど、使用料につきましての根拠は今配付させていただいた資料のものなんですけれども。

実際どういう人が借りられるのかというのは、最初からありましたように、お茶の先生たちが、生徒たちとか学習、広めていただく、私どももかきつばたまつりの中で1カ月間お茶の接待をしていただきますので、そういうところでお手伝いしていただく方もたくさんみえます。ですから実際にその場でなじんでいただいて、利用がどんどん進んでいただいて、観光客のもてなしをその方たちがしていただければありがたいなと思っております。ですから対象者としては、そういうお茶をやってみえる先生たちを想定しているというところでございます。

それから、広域の5市以外が4倍の金額ですね。これにつきましても、広く利用をしていただければ一番いいんですけど、まずは、もともと貸すためにつくった施設ではありませんので、観光施設を使わないときに利用ということですので、まずそちらを实践してみて、利用状況も確認した中で、いろんな声があると思うんですよ、そういう声を聞いた中でまた今後考えていきたいなと思って

おります。

以上であります。

○村上委員

今、課長のほうからる御説明がございました。

私が今回思ったのは、茶道の勉強をしながら学習をしていくということであれば、観光条例で費用設定していくというのは、僕はいささかナンセンスなのかなというふうに思ったんですわ。あくまでも観光としてやっていくのであれば、おもてなしの心がないといかんわねということで今質問させていただいておるんですが、今のかきつばたまつりのときに、皆さんが来たときにおもてなしをしていただくと、茶室に寄っていただいとお点前を見せながら、例えばそのときに正客が来たり、どういう方が来るかわかりませんよ、そういうときにきちっとしたお点前で正式な茶室でおもてなしをすると、これは、その世界の人たちだけのものになっていくんですね。

観光という形になれば、どちらかという市外、県外、いろんな方からこの八橋というところに来ていただいて、旅の中の一つの休息をしていただくということであれば、知立のそういった人材の方たちに御協力いただいて、茶室を例えば土曜日、日曜日とか常にそういうふうに開いていただきながら、観光行政として御接待をしていただくという形のほうが本来の姿ではないのかなと。

練習するだけであれば観光条例じゃなくて、先ほど言った教育部のほうの、こちらのほうの文化の育成だとか生涯学習というところで、こちら側で料金設定をすれば観光条例を変える必要がないのかねというふうに思うんですよね。だけど、そうじゃなくて、私は八橋のかきつばた、歴史的にすばらしいものを持っておるし、それから尾形光琳の屏風絵、5,000円札の裏に、よく市長が使われているんですけど、あるよねと。そういうものを発想していきながら多く、全国、時には海外からもお客さんをおもてなししてお茶の心を少しでも知っていただくというようなことが必要ではないのかなということで、この施設利用料金の決め方というものは、庁内の中でいろいろ御議論され

たと思うんですが、部長のほうでその辺のところを、何で観光条例で決めていったのかというそのいきさつみたいなものを教えていただければありがたいなというふうに思います。

○市民部長

今のお話は本会議のときにも委員からもお話をいただきました。これはもともと燕子庵というのは、観光施設条例で公の施設として設置がしてあるということで、今課長からもお話をさせていただきましたように、せっかく昨年度きれいになったということで、かきつばたまつりの期間中だけの利用ではもったいないのではないのかというようなお話から、今回、それ以外の期間でも使ってもらえるようにということで門戸を広げていこうということでございます。今委員がおっしゃいますように、観光施設であるならもう少し違った発想から利用していただけるようなことはできるのかというようなお話でございますが、とりあえず、先ほど言いましたようにせっかくきれいになった、もっと利用ができないのかと、そういう声におこたえを今回していこうということでございます。これからいろんな意見がまた出てくるということも考えられるわけでございますので、そうした意見をまた参考にさせていただきながら、これから先のことについては一度そういう機会があれば検討していきたい。とりあえずは、今あるものを使えんのかと、その声にまずおこたえをしてまいりたいというふうに思います。

○村上委員

今部長のほうから、将来に向けての私の思いということについては語っていただいたような気がするんですね。

それで、私ごとですが、私も妻だとか友人といろいろ旅に行くときがあります。そんなときには、私もいずれ冥途に行くための、きちっと成仏ができるように、神社、仏閣というところで七、八年前から御神印を必ずどこかに行ったときにもらってきて、そのときには、私、先じゃなくて女房のところに入れてやりたいなというふうには思っておるんですが、そういったときに、当然有料

なのですが、抹茶のおもてなしがある神社、仏閣へ行くと、何となくほっとさせていただくという。そんな話で、あそこの庭がよかったよとか、あそこの仏閣、なかなか歴史があつてねという話をしながら、友人知人に一遍行ってみたらどうだというようにも伝えさせていただくことが多いかと思えます。

それで、熊本の水前寺公園でもお茶もいただきました。そして、神奈川県鎌倉にある円覚寺、そこに行った。これは臨済宗の大本山というところなのですが、ここに行ったときも、これは開山は無学祖元という方が山を開いて、開基については北条時宗と、鎌倉の五山の第2位ということなのですが、ここに入母屋づくりの舍利殿と釣鐘の国宝がある。

知立の八橋も知立神社もそんなようなところもあるし、それから、弘法山もそんなようなところがあるのかなというふうに思いますが、その中の仏日庵というのがあって、安政7年、これ、多分部長のほうがよく知っておるかもわからんね、安政7年、1287年に没した北条時宗の療養所ということで、これは宝づくりの堂があって、時宗、貞時、高時、こういった木像が祭られておるんですが、ここは梅だとかコブシの名所として非常に名高いところであります。

知立はかきつばたが名所として名高いねと。その境内の中に畑足軒という茶室があるんですね。それからもう一つは、不顧庵という茶室があります。ここで時宗の命日に、4月4日と10月4日に茶会が開かれるということですね。知立はかきつばたまつり、これは桑原幹根さんが、燕子庵を県のあれでつくっていただいたと私は聞いておる、間違っておるかもわかりませんが聞いております。

そこからかきつばたまつりが始まったんじゃないかなというふうに思いますが、この辺は風間委員に聞かんとわからんかもしれせんけどね。そんなようなことで始まったようなことを聞いております。そして、知立市も八橋の地をきちっとして利用して、その道の方々、先ほど言った茶道の

門派の先生方に御依頼をして、かきつばた、それからあと、ここだどこでしたか、文化広場の茶室、こういったところも全部利用して、例えば、これ、市長にお願いすることかもわからん、県民茶会を開いて、かきつばた園の中のあの辺を赤の毛せんで、野点だとか本格的な茶室だとか、そしてあそこの文化広場の茶室などを利用して、県民茶会でも一度呼べるような、こんな本格的な茶室があるというのはあそこしかないものですから。あとは要するに、茶の習い、手習いをする茶室程度かなというふうに思っておるんですが、あそこしかないねと。

もっと言うならば、弘法山でも野点をやりながら、パティオも使って。知立神社にも神社の中に茶室がありますよね。だからそういうものをすべて使いながら知立市での県民茶会を一度やってみらうと。そういったところから広げながら、八橋の燕子庵ですが、各茶の門派の先生方に逆にお願いしながら運営をしていただいて、そこの中で来た方に、喫茶店ということじゃないけど、本当の茶室を利用しながらお茶の心を、観光で来た人たちにおもてなしをして、憩いの時間、休息の時間を持っていただきながら、あの庭園を見ながら。常日ごろは一生懸命に心も休まずに働いている方が休息を求めて旅行をして、そしてその茶室、いい茶室があるなど、一服したいなということ。

そういうのを各先生方、知立市にどれだけの門派があつてどれだけの先生がおるか、私、知りませんが、毎週、毎週、生徒たちがそこで先生に教わりながら、お点前からすべて接待の仕方も、こうやってお配りする。あとは、茶わんの見方とかそういうものをすべて勉強されておると思うんですね。そんな習い事を披露する場所ということで、毎週、八橋のかきつばたでやっていただいて、観光という部分で広めていけばいいのかなと。

それから使用料金ということよりも、そこを使って運営をしていただいて、そこで出た売り上げの何%を市に納めていただいて維持管理費の一部に充てていくというようなそういったことを今後に向けて考えていかれたらどうかということ。

先ほど部長のほうはそういうような、まずは使っただけで、今後に向けては検討を重ねていくと言われておりました。今回の市の観光条例の改正については、まず使ってもらおうということで、私、賛成です。ただし、そこでとどまることなくもっともっと前に進んでもらって、市のそういう財源、そういうものを観光という部分ではきちっと使っただけで、八橋だけじゃなくて、弘法山もそして知立神社も含めた中で全体をどういうふうに観光として運営していくかということで、これは要望なんです、この辺のところ、ちょうど出身、八橋の市長もおみえになるものですから、どうお考えになっておられるかということで、前向きな答弁、これは、すぐにできることじゃないものですから十分な検討が必要だと思います、市長のほうの御意見を聞き質問を閉じたいと思います。よろしくお願いたします。

○林市長

今この燕子庵を観光施設条例で今回上げさせていただいているわけでありまして、本来の観光目的としてどんどんと活用していくべきという御提案をいただきました。私、本会議でもお聞きをして、改めて、将来的にはそういう方向に向かっていくべきだなと思わせていただいております。今回は、まずは施設の有効活用という視点で条例案を出させていただきました。先ほど水前寺公園の事例も御紹介をいただきました。また、将来的には、赤い毛せんを敷いて文化広場の茶室と合わせて県民茶会をやったらどうだという御提案もいただきました。非常に夢が広がる話であります。知立の八橋は特に売茶翁ゆかりの地ということで、茶にゆかりのあるところでもあります。そういったことも含めて考えていきたい。そのときには、今かきつばた園へ行きますと非常に草がぼうぼうであります、やはりこのかきつばた園もかきつばた期間中のみならずふだんからきれいにしておく、そうしたことも一体化して考えながらこの燕子庵の観光施設としてのこれからの使い方というものも見据えて考えていきたい、将来的にそういう方向で考えていきたいなと思っております。また、よ

ろしくお願いたします。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○風間委員

まずもって、この観光施設条例の一部改正の条例によりやくこの提案をしていただいたことに対して心から感謝を申し上げます。評価をしておりますし、今後の十分な施設の活用をしていただければというふうに念願をしております。

それで、最初に1点だけ苦言を申し上げるならば、私も再三この問題は一刻も早く改正すべきであるという形で申し上げ続けてきました。せっかく昨年の3月に3,300万円近くの公費を投入して、あれだけ新しい立派な施設にさせていただいて地元としても非常に感謝をしている中で、当然、かきつばた一月間を利用して、お茶の先生方も知立市の茶協会の先生方も本当に感激をされ、だからこそ、かきつばた以外の期間も有効活用していただきたいと、このように切実な要望が高まったわけですね。だから、一刻も早くということで、昨年の9月ぐらいに何とかならんのかということで、私も前任の部課長ともに申し上げておったわけでした。

それで、もう一つはこの条例の中身自体が少々ファジーな形になっていたと、あそこの施設の位置づけすら、この条例内にどういう形での位置づけなのか明確性がなかったわけですね。だから、貸し出し要請に対しては否定することもできないし、また、貸し出すにも利用料等の設定もなく、非常にファジーな形になっていたという流れの中で、やはり早急な整備というのが必要であったと思うんです。

いずれにしても、今回そういう変遷を経てこのような形で改正をされたというのは評価をしておりますので、今後の課題として、皆さん方は法律、条例、規則に基づいてしっかりと行政を運営していかなきゃならないわけでごさいます、そういう条例内のファジーさがある状況は、一刻も早くこれは改正すべき問題点だったと思うんですね。だから、そこを私は少々残念でならんと思うんで

すが、その部分はいかがでしょうかね。今回利用が高まって改正されたのはいいんですけど、私は、もう一つ重要なテーマとして、内容のファジーさを一刻も早く修正すべきであると、こういう観点から前任の部課長に言っておいたにもかかわらず、なかなかそれが1年半もかかってしまったというところに、少々行政の、本来寄与すべき法律、条令に即して運営すべき行政の真剣性に欠けるのではないかと、ここを申し上げているんですね。そこら辺の見解はいかがでしょうかね。

○経済課長

今回貸し出していくに当たっての使用料を含めた条例改正ということで、規則も含めて改正させていただいております。ですから今までの条例では、許可はできないことはないけれども、実際には許可していないというのが現実でした。ですからそういうファジーというようなことを言われておりました。ですからそういうことがあってはいけませんので、今回そういうことも含めて、借る場合は料金も決めて、いつまでに申し込んでという詳細のことを詰めて決めさせていただきましたので、これで、その条例規則に基づいて施行していくわけですが、ただ、今後においてもいろんな声を聞きながら、改正が必要なことがあればまたそこで検討させていただくということを考えております。

以上でございます。

○風間委員

いずれにしても、どんな部署の部分でもそうなんですが、やはり条例にファジーさがある場合は即刻対応していくべきであると。それは、一般論の利用価値が高まったとかニーズが高いとかそういうのを推しはかって改正するというのは、根本的に原点が違うわけですよ。だから、私はそこを強く言っておったつもりなんですけど、前任者、なかなか動かんくてね。それで、部課長が新しくなっちゃったもので、今年度ね。本来なら、これは今年の9月、即刻改正すべき、そういう少々条例内の未整備な部分があったということは、ここで改めて申し上げておきたいと思います。そうい

う意味を推して、新任の部課長、一生懸命時間の短い中引き継いで、それでこういう形で改正案を出していただいたということに対して、私は評価しますし改めて感謝を申し上げる次第です。

それで、燕子庵の歴史的経過が、先ほど村上委員のお話もありましたが、部長は本会議答弁ではわからんということなんですけど、課長はわかりませんか。あれから調べていただけましたか。

○経済課長

私も近くに住んでいるんですけどよくわからなかったものですから、現在の旧跡保存会の会長にもお電話で聞かせていただきました。命名の、だれがつけたとかその辺はよくわからないけど、途中で話が出てきたのが桑原幹根さんという前の愛知県知事。私も知立市史のほうを見せていただきました。その中で、前の燕子庵ですけど、初代というんですか、これは昭和45年に境内の北隣に土地を買収して新しい庭園をつくりました。その際に、県の整備事業の補助を受けて整備したわけですけど、それとあわせて燕子庵をその事業の一環として建設されたというふうに記載がされておりました。そのとき当時、名前がつけられたかどうかわかりませんが、茶室開きには桑原知事夫妻を迎えたというふうに市史のほうで記載がありますので、何かその辺で縁があるのかどうか、私でははっきりわかりませんが以上でございます。

○風間委員

そうなんです。かきつばたまつりは昭和30年代前半ぐらいから始まっていると、これも定かじやないんですね。いつの間にか地元でそういう形でPRしていこうという流れで、先輩諸氏のお話によりますとね。そういう中で、県の花、市の花ということで、再三、地元保存会としては県のほうに、一度お越しいたいで、こういうかきつばたまつりをやっているから一度来ていただけんかというような要望をやっている中で、ちょうど市制施行45年ですもので、その前段でそういう要望がなかったと聞いておまして、それで県費補助で、ほぼ県が出していただいたと、100%近く、そんなようなことは先輩諸氏から聞いておるんで

す。それで、45年施工完成で、3年後ぐらいにもう市に丸ごと移管していただいたという形できょうまで来ていると。それで、命名は、桑原幹根さんが命名していただいたと。そういう鶴の一声の英断をしていただいたということで、燕子庵というのを命名していただいた、これも先輩から明確に聞いております。

それで、この燕子庵という、通常ならかきつばた庵、普通は杜若と書くかきつばたがポピュラーなんですけど、こちらの燕子と書いたところに深い意味があるんだでその辺はよく覚えておくようにという、先輩から言われておる。ここは非常に奥深い趣があって、まさしくこれはすばらしい名称なんだということをくどくど私も保存会員になり立てのころに聞かされた覚えがあります。だから非常にそういう形で、これができたおかげで県との結びつきも非常に強くなって、それで、当時、この程度と言ったら失礼かもしれないんですが、桑原幹根知事時代の愛知県政においては、なかなか来てもらえんわけなんですね。それが、来ていただいたというのは相当な画期的な驚くべき出来事であったということは、そういう情報も聞いておまして、だからそういう大切な施設が愛知県の英断のもとに建てていただいて、建設をしていただいて、それで脈々ときょうまで県市一体となって流れてきたというのは非常に重要な部分でありまして、だからこそそういうこの施設の有効活用がもっともっと拡大されるのは非常に有意義なことであると思うんですね。

それで、観光施設でありますから、一月間は当然あそこの燕子庵を拠点に、全国各地から来ていただける来園者、観光客の皆さんを、おもてなしの心を持って茶の心を持っておもてなしをしていただくというのは、お茶の先生方にも常々保存会としてもお願いをしているところでありまして、それはそれで立派に機能して責任を果たされておると思いますし、地元としても最大限のフォローはしているわけですね。

ただ、その期間外が余りにも寂しいじゃないかと。特に、あれだけ新しくお茶の機能も市内で

はトップクラスだというお茶の先生方の評価もありまして、それをあと11カ月間は未使用のまま放置しておくのは非常にもったいない話であるという話の中で今回活用ということなんです。観光は観光なんですけど、未利用期間の11カ月は、正直言って観光客は来ないですよ。そこにどう結びつけるかは今後の課題であると思うんですね。お祭り期間外のその期間中にいろいろな歴史資源を結びつけた、そういう来客のバックをすることは、観光立市知立というのも私、再三提案させてもらいましたが、そういうのも絡めて今後はやっていかなければならない課題であるというふうに思うんですが、それはしばらく時間がかかることでしょう。だからこそ、ああいう歴史と伝統のある施設において、観光、お祭り期間外の11カ月を、当然お茶の先生が専用して利用するという、こういうまことにもっていい文言が4条に規定していただいたわけですので、そういう部分でいろいろな体験をしていただく。お茶の先生は当然生徒を集めて、ああいう歴史と伝統のある施設の中でいろいろなお茶の教室を開いたり、門下生に本当の心を、茶道を教えるという形になろうかと思えますよね。そうしますと、当然生涯学習とか教育とかそういう部分にも波及効果があって、市全体が、非常にああいうものを拠点にした、観光だけではなく教育や文化やそういう部分にもつながる非常に大きな要素があると思うんですね。だからこそ必要だと。それから先に考えていけばいい話であるというふうには私は思っているんですね、あの施設のもう一歩先のことはですね。だからそういう部分で、しばらくの間はしっかりと充実するように、そういうお茶の先生方には改めてそういう形での有効活用をお願いしていただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうかね。

○経済課長

今回こちらの使用を開始するに当たって、お茶の先生たちの御意見もひとつ参考にさせていただきたいと思ひまして、例えば今後こちらのほうをオープンした場合、皆さん使っていただけるかどうかその辺も心配でしたので、使用料金が従来の

こういう施設、市の、市内の茶室の料金と余りにも大きく違うとその辺も心配だなということはおっしゃってみえました。あと、実際こういうふうに貸し出しができる、使用許可ができることに対しては、皆さん様に嬉しいという、歓迎しますという声を聞いております。

以上でございます。

○風間委員

わかりました。そのような形で活用していただければと思いますし。そうなりますと、投資効果という部分で、先ほど村上委員のほうから9万円の経費が出ちゃうと、1万2,000円の歳入であると、それは投資効果という行政の独特の考え方やね。利益を追求するわけじゃないわけですし、それだけ有意義な部分でのほかの波及効果が広がれば、こういう制度を導入した意義は十二分にあると思いますので、これは単純計算でいくと、非常にとという話もあるかもしれませんが、私としては非常に有意義な部分でありがたい話であるというふうに思っていますので、しっかりと今後やっていたらというふうに思います。

それで、1点確認しておかなければならないのが、地元保存会として対応していくということなんですが、かぎのあけ閉め、それから料金の徴収も当日やるということですかね。それで、どこまでの範疇が仕事の、1万5,000円の委託料の範疇か教えていただけますか。

○経済課長

これから、本会議でも答弁しましたけれども、管理のほうは保存会のほうに委託していきたいなと思っております。そして、この1万5,000円なんですけど、まずは、さっき言った料金はどこで徴収するかという、先ほど池田委員からの質問にもお答えしましたが、市役所のほうで、経済課で申し込んでいただいたときに料金はいただくということになっています。ですから申し込みがありましたら、保存会の会長のほうに連絡させていただいて、いついつ使いますけどよろしく願いますということで、当日は保存会のほうから、まず部屋もそうですけど駐車場も必要になります

ので、現在ある寺内の駐車場、あちらのほうをそのときに、燕子庵専用駐車場というような表示をして、保存会の方にかぎをあげていただいて、そして茶室のほうは多分今後ですけれども、無量寿寺のほうの方のほうにお願いされると思いますけど、茶室の玄関のかぎとかその辺をあげていただくと。そして、終わった後に見回りして、火のものとかその辺も点検していただいて施錠すると。そして、あと、使わないときもありますので、使わないですとありますと建物等も傷みますので、月に1回は専用の業者で掃除は入っているんですけど、やはり週に一、二回ぐらいはあけていただいて、点検もしていただくということを考えた中で月の1万5,000円ということを計上しております。

以上でございます。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○風間委員

それで、新たに保存会の御負担がふえてしまうんですが、最近、幹部の皆様と私もお会いできていないものですから、どのような御意見をされていますかね、その辺を紹介していただければ。

○経済課長

保存会の方とは、全体のことでよろしいでしょうか。

お祭りが終わった後、苗の手入れのときにお話をした機会がありましたので、皆さんから庭園以外の木の管理だとかその辺のこともおっしゃってみえました。それと、あと、少しずつですけどいろんなところで、皆さん高齢になってみえておりますので、その辺の管理上のことがどうしても御負担も出てくるかなというふうに私は受けとめましたけれども、でも、一応保存会のほうに祭り等について委託をさせていただいておりますので、

今後も会長初め皆さんとお話しする中で、いろんな要望に対しては丁寧に御説明していきたいなと思っております。

ただ、やはりこれは地元の保存会があつてのかきつばたまつり、花しょうぶも同じなんですけど、それがありますので、それを一気に、例えば市で全部委託という、業者委託というのでは、やはり来られる方も全然違ってまいりますので、それは今後も地元の皆さんの御協力を得て、八橋のかきつばたの保存育成に、それからお祭りに向けて、県内外から来ていただくように努力していきたいなと思っております。

○風間委員

ありがとうございます、地元保存会を最大限尊重していただきまして。ただ、どのみち管理委託料は今、百六十、七十万円でしたかね。草を取ると、そして、樹木を若干維持管理すると、その辺の総合的な年間を通しての管理委託という形でやっていますので、皆様方は認識されておると思うんですね。ただ、まだまだ管理していく中でも不十分な部分がありまして、もうちょっとここまで深くやりたいとかいろいろな熱き思いがあるんですね、地元保存会としては。ただ、予算的な部分とか、今言われたように年齢的で、非常に大変つらい作業でありますから、それを年間通して定期的に作業していかなければならないという中で、新たな仕事がふえちゃったがねという話にもなりかねんものですから、その辺は十二分にひとつ説明をしていただいて、今課長が言われましたように、地元が一丸となってこのかきつばたまつりとその後の知立市の花、県の花でもありますかきつばたを保存育成していくという、こういう概念に立ってやっていただけるようなそういう協議を引き続きしていただいておりますので、十分理解をしていただけるといいますし、私も今度作業のときにお会いしたときにはお願いはしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと。これは料金とかそんなのじゃないんですよ、気持ちの問題でありますからね。だから、

そっちのほうの、地元として頑張ってもらいたいとかきつばたを育成して。日本一の花、3年前、4年前少々寂しい状態にさせてもらって反省を皆さんしておりますし、それで今復活に向けて、最盛期のような、咲き誇るようなそういう環境整備に向けて今努力をしているということはあわせて申し上げておきますので、よろしく御理解のほどお願いをしておきたいと思ひます。

それで、あとは、る問題もないようでありまして、この条例をとりあえず執行していただいて、そしてよりよい、要は、目的はよりよい観光施設の充実と観光の充実振興でありますから、こういう条例、そしてまた、その中心部にある燕子庵という立派な施設を拠点として、知立市総力をもって協力体制のもとこういう部分をしっかりと運営して、今まで以上に、ひとつ日本一と誇れるこのかきつばたまつりの体制が維持できるようになればと思っております。

最後に、林市長、先ほど若干答弁はありましたが、地元の立場も踏まえて改めて答弁いただければありがたいと思うんですが。

○林市長

風間委員がおっしゃるように、日本一のかきつばたというふうに私も思っております。今回、燕子庵を有効活用ということで条例案を出させていただきました。先ほど村上委員のときにも回答申し上げたんですけども、将来的には、燕子庵も一つのこのかきつばた園の名物であるというような形になっていけるようになればなど。それは、保存会の方々が気持ちで盛り上がり動いていただくということ、そして、かきつばたまつり期間以外にもあそこを、今先ほど申し上げました草だらけになっているわけでありまして、どんな形で整備したらいいのかということ、この知立市以外にもかきつばた、またそうした一時的に、要するに季節的な観光地が方々にあるわけでありまして、そういうところも研究しながら、ピーク以外にはどんな管理の仕方をしているのかということも研究しながら、燕子庵も一つの知立の名物、かきつばた園の名物として、名所として発展してい

くようにまた知立市としても努力をしていきたい。また、地元としてもまた御指導をいただきたいなと思っております。よろしくお願いたします。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○安江委員

一つだけ伺いしておきます。

4条に専用利用者は燕子庵の利用者に際し事前に職員と利用方法その他の必要な事項について打ち合わせをしなければならないということになっておりますが、これで打ち合わせ事項に合致すれば利用させていただけるわけですよね。例えば今話を伺っていますと、お抹茶ということが前面に出てきておりますが、売茶翁、このところ日本全国的に注目されてきておまして、お煎茶なんですよね。その辺のところをしっかりと理解していただいて、利用方法のところでは了解を得ていただかないといかんというふうに思うんですけど。

それと、お茶をいただくに際して、席亭のほうは心持ちといいますか、お客様をもてなすときにお抹茶を出すだけじゃなくてお花もありますし、それから、例えば掛け軸なんかにしましても、自分の文学的な素養というようなものを出しておもてなしをされるわけですから、例えばそういうものの研究といいますか、勉強のときに利用させていただけるものかどうかということもあわせて伺いしておきます。これだけで結構です。

○経済課長

今回の利用の許可に当たって、私どもとしてはお茶の利用ということで考えておるわけですけど、お茶にも、さっき言われましたように煎茶とか抹茶とかあるわけですけど、それは別に問うものではありませんので、それを食事会で使うとかそういう意味のことでは困りますということですね。ですからお茶で利用していただくのであれば、どのような、お茶の派がありますよね、何流とかそういうものは特に問うものではありません。それとあと、先生方が、その場をお借りしてやっていただくのは先生ですので、私どもがこれを使っはいけないとかそういうものはありません。です

からいろいろ持ち込んでいただいて、掛け軸とかそういうのも掲示する場を細工するのはちょっと難しいかもしれませんが、屏風だとかそういうのも別に結構ですしね。そういうふうで現状の中で利用していただければと考えております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について挙手により採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 知立市観光施設条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしくお願いたします。

予算説明書23ページの障がい者福祉費、そのところの中間ぐらいですけれども、自立支援システムの改修委託料、その改修のことをちょっとお願できますか。何が改修になったかという。

○福祉課長

今回、補正の中で上げさせていただきました自立支援システム改修委託料ということなんですが、これについては、昨年12月3日に障がい者の自立支援法の関係、一部改正が行われました。これについては皆様御存じかと思うんですが、自立支援法につきましては、平成25年8月をもって新しい総合福祉法に切りかわるということで、もう廃

止のほうが決まっております。その関係もありまして、その間のつなぎの法案という形で一部改正が行われました。その中で、実は10月1日から自立支援のためのサービスの中に、一つ、ケアホーム及びグループホームの利用助成、その部分と重度視覚障がい者の方の移動支援というサービスが、二つ追加されました。その関係に伴いまして、それについてはサービス料の給付というものを行うわけなんですけど、今サービス料の給付については県の国民健康保険連合会、そちらのほうに委託しておりまして、そちらのほうに、通常、業者のほうから請求が行って、その請求について市のほうが後で払うという形をとります。その関係がありまして、実は連合会のシステムに合わせるための市の自立支援システムを改修しないとレイアウト等が違ってきていますので、それに合わせた形で改修が必要となってきます。これについて、今回10月1日の改正分のみ補正という形で上げさせていただいております。実はこの法改正につきましては、あと、来年の4月1日施行というものもあります。それについても改修が必要になってきますが、その改修のレイアウト等、まだ細かいことが決まっておきませんので、今回の9月補正に関しましては、その10月1日の先ほどの2件のサービス費の追加の部分のシステム改修という形でお知らせさせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

そうしまして、じゃ、次に改正になるだろうというのは何ですか。

○福祉課長

以降改修になるというのが、これから、例えば今4月1日施行で決まっているのが、デイサービスの関係、児童デイサービスとかそういった関係の支援の、また、新しい放課後デイサービス等創設がありますので、そういったのをまた改修が必要になってきます。ただ、今回の改正の中で、料金の利用者の負担金だとか、あと、発達障がいの関係も明文化されてきております。ただ、これに関しましては給付のシステム自体を変えることは

ないものですからそういったのは出てこないと思うんですが、いろんなそういった、先ほど言ったサービスの追加とかがありますとどうしてもその枠を一つ広げるということでシステム改修が必要になってきますので、そういった形で上げさせていただくつもりです。それについては次回の議会のほうで、補正という形でなってくると思いますのでお願いいたします。

○池田福子委員

自立支援の改修ということで、一つには発達障がいも入ってくるだろうということでもよろしいですね。4月以降だけれどもということでもよろしいですね。前もって伺っておきますけれども、なぜ発達障がいというものが入ってくるというふうに理解していらっしゃるのでしょうか。

○福祉課長

基本的には、本来発達障がいの方というのは通常、御存じのとおり精神疾患という形をとるわけなんですけど、ただ、今までそういった形では自立支援法の中には入っていなかったということがあります。要は、精神障がいという形では通っていないということもありまして。ただ、当市においては発達障がいの方も、一応、今までこの自立支援の福祉サービスなんですけど、サービスの対象とさせていただいて、実はもう既にそういう給付を行わせていただいて受給もしていただいております。今回は明文化ということで、発達障がいという方、かなり、今まで言われていなかったんですが、ごく最近になって今まで発達障がいじゃなかったのかとか、知らずのうちに大きくなってその後から発達障がいだったとか、そういった方も出てきております。そういったこともあって、かなり今発達障がいの方もふえていることもあって、そういったのを今回福祉法の中に明文化するという意味で出させていただいております。ですから対象としましては、今までどおりの形で給付はさせていただく形になると思いますので大丈夫だと思います。

○池田福子委員

給付は今までどおりということで伺いましては

っとしましたけれども、これを明文化することによってどのように変わってくると思われませんか。

○福祉課長

これに合わせてというんですか、本来、今回の法律等に合わせて、またこれで発達障がい支援法等でできてくる形になるかと思えます。整備されていくという形ですね。そういったのが整備されて、より今までのファジーなところというんですか、そういったのがこれで明文化されたことによって、必ずサービスの対象になるよということ、やはりそういった障がいを持った方にとってはそういったことでかなり利用しやすくなるのかなと思っております。

以上です。

○池田福子委員

その中で、医療費手帳、それから各認定機関といういろいろあると思うんですけど、今認定機関はどこですか。

○福祉課長

認定機関については、今いろんな障がい、身体等、それから精神、それから知的というんですか、療育についてもすべて県が行っているという状況であります。最終的な認定については県が行うという形になります。このサービスについては市のほうで決めさせていただいているという、そういう2段階になっております。ですからまず発達障がいという、その対象となるという形については県が認定していくという形をとると思うんですが、その辺までまだ調べておりませんので申しわけありません。

○池田福子委員

これ明文化されるということによって、とても保護者の方たちは助かる方が多いと思います。というのも、子供たちは小さいころは発達障がいというものもわからなくても、何となくうちの子はよその子に比べて何か変じゃないというその悩みから始まるものですから、私たちが想像する以上に、お母さんやお父さんたちは深くだんだんだんだんそれが募ってくるわけですね。今までが、さっきおっしゃっていたようにファジー、ファジー

とおっしゃるんだけど、障がいというふうには、目に見えてわからないものですから、やっぱりちょっとはおかしいけれどもそうじゃないのかしらと言っているうちに、だんだんだんだん高学年になって発見がおくってしまうということにもなると思えますね、今までですと。だから、それではないということでも明文化されていると思えますので、ここのところを、相談体制を強化するというふうに考えていただきたいんですけどどうでしょうか。

○福祉課長

今知立市においても相談業務というんですか、相談支援については福祉課の窓口、並びに社会福祉協議会のほうで2名の方、専門で受けていただいております。そういった方、特に精神の関係に詳しい方もいますので、そういったので受けたいと思っております。ただ、今現在もそういう形でやっていてかなり相談が多くて頻繁な業務だと思うんですが、今のところそのある支援事業をそのまま継続させていただいて、より多くの方の相談に乗っていきたいと思っております。

○池田福子委員

そうですね。これが、相談される方は保健師ですかね。

○福祉課長

一応、福祉士と、それとあと精神保健衛生士の方が今対象で受けておりますが、相談については、そういったことでよかったですか。

○池田福子委員

保健師とかそれからいろんな方が携わってくると思うんですけども、相当保護者のダメージが多いというときは精神保健福祉士になるかと思えます。病状そのものというのは保健師になるかと思えます。この場合は、保護者の相談体制をもっと強化していただけたらいいんじゃないかなと思います。発達障がいもいろいろなケースがあるものですから難しいとは思いますが、その子供たちを主体に考えていただきたいと思ひまして、なぜ今からこういうことを申し上げるのかということになりますと、周知をもっと徹底させていた

だいて、自分の子供が変じゃないんだと、申し出ればいいんだということを周知させていただきたいと思うんですけどいかがですか。

○福祉課長

そうですね。こういった制度の関係の改正につきましては、今委員の言われたように周知が大事ということもあって、皆さんが相談しやすいような形を今後検討していかないと考えております。

○池田福子委員

ありがとうございます。じゃ、そのようにお願いしたいと思います、ぜひ。

続きまして、1ページめくっていただきまして25ページなんですけれども、これ、本当に、純粹に、私、わからないものですから伺いますね。衛生費の保健衛生費、補正で保健対策推進事業費と医療機関協力事業補助金ということで、これは、文字から考えれば保健部門と医療部門の連携というふうに考えればよろしいでしょうか。

○健康増進課長

これは、知立市医療機関協力事業補助金交付要綱に基づいて補助金を支出しております。要綱の第1条に目的が書いてございますが、医師会及び歯科医師会の行う知立市保健事業の協力に対し補助金を交付することによって、知立市保健事業の円滑なる推進を図っております。今回の補正は歯科医師会のほうでございます。歯科医師会には、成人歯科検診、妊産婦検診、乳幼児歯科検診、歯科健康相談、弗化物塗布、休日歯科診療等いろいろ知立市の行う保健事業に協力していただいておりますけれども、これは委託料で払っておりますけれども、そういった事業を円滑に推進するためにいろんな会議を開いていただいたりしております。そういうのを無償で行っておりますので、例えば歯科医師会におきましては、年4回の8020会議、これは歯科医師の懇談会でございますけれども、保健センター、健康増進課からもいろいろお願いをする会議でございます。それから年に1度の防災訓練、こういったものにも参加をしていただいております。それからこの10月に行われます福祉健康まつり等いろんなことを委託業務

以外にいろいろ行っていただいておりますので、各医療機関に対しまして、歯科医師会につきましては、1委員に対しまして1万5,000円補助金としてお出ししております。それで、平成22年度は29件ございましたけれども、それに追加しまして平成23年度は2件ふえたということでございます。当初で上げるべきでございましたけれども、当初予算に間に合わず、3月にこの二つの医院が歯科医師会に加入されましたので補正という形をとらせていただきました。

以上でございます。

○池田福子委員

そうしますと、近年これがどのような方向に向かっておりますか。以前と比べてどういう方向に行っていますか。

○健康増進課長

この補助金制度ができたのはかなり前でございますけれども、いろんな事業、保健事業は毎年どんどんどんどんいろんな形で変わってきますし、増加しております。そういったところで医療機関と市のほうが連携を結ぶということで、形が変わるというよりも、こういった連携を近年ますます強くしていかなければいけないという、こういったことで進んでおります。

以上です。

○池田福子委員

そうしましたら、これに参加する方もふえているというふうに理解してもよろしいですか、受け手側の。

○健康増進課長

ふえているというよりも、28の医療機関、そして31の歯科医師会、そして市と、ますます協力していかなければ知立市の保健事業が進んでいかないと思っておりますので。これは、市民の皆様というよりも医療機関と市の関係を円滑に保つためのものがございますので、ますますこれを活用して、補助金以上の効果を上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、1点質問させていただきます。

補正予算の24、25ページになります。衛生費の中で環境衛生事業、住宅用太陽光発電の補助金として1,200万円、本会議でもちょっと触れましたがこれが計上されております。この内容といえますか、これに至った経緯とその内容、それと、これを可決すると全体で、太陽光発電の補助枠が当初予算と合わせて3,300万円となりますね。この金額についてのお考え等をお示しいただきたいと思いますが。

○環境課長

まず、太陽光発電の今回の補正は75基で1,200万円、当初は150基で2,400万円、先ほど金額を言われましたけれども、二つ合わせまして、当初予算2,400万円と今度の1,200万円で合計で3,600万円になります。

今回の補正ですけれども、東日本大震災を受けた後、太陽光発電、自然エネルギーが見直されまして、非常に設置の基数がふえております。全国的に見ても約1.5倍という数値が出ておりまして、今回、当初予算の2,400万円150基分につきましては、9月の中旬でほとんどこの予算を使い切りました。ですから、今現在、予算的には申請しても補助できない状況にあるという状況で、9月補正を待って、75基分ということでお願いしているのが現状でございます。状況としましては、この震災絡みで自然エネルギーの見直しということで、皆さんが設置に積極的になっておる実情を加味しまして今回の補正をさせていただきました。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

そういうようなことで大体理解しておりましたが、先ほど済みません、数字を読み間違えまして、3,600万円となりますね、合計が、失礼しました。

今お話ししていただきましたように、東日本の震災以来、エネルギー問題、エネルギーといいますが特に電力に関しましての考え方が非常に変

わってきました。計画停電等を通じまして、企業も個人レベルにおきましても、これまでの電力会社から電気を100%供給してそれが当たり前であるというような考え方でありましたが、それが、発電、送電、そして給電のシステム自体が、ある程度見直さないかんじゃないかというようなことにも至っているような気がするわけでありまして。そこで、今言われましたように再生可能なエネルギー、再エネということで最近言われておりますが、そういったものを省エネと合わせて、両輪でこれから国も地方も環境対策として取り組んでいかないかんというふうに非常に考えておるわけでございます。

その中で、国のほうも自治省が緑の分権改革というのを立ち上げまして、これまでの行財政改革だけではなく環境とか食料自給のことも含めた地方の自立、独立の重要性を示してきたわけでございます。その中で地方ができることといたら、なかなかそれについて再生可能なエネルギー、まさか風力発電やら地熱エネルギーを使ったものがそう簡単にできるわけでもないと思います。そこで、太陽光を使った一般家庭に対する補助ということがまず第一歩として始まっているわけですが、こういった補助が自然エネルギーを使う一つの施策であります。緑の分権改革、行財政ではない改革に基づいたこういうものが進められているということにつきまして、市長はどのように受け取ってみえるかお考えをお示しいただきたいと思いますが。

○林市長

これからは、福島原発のこともやはり大きなきっかけであろうというふうに思います。そうした中で、再生可能エネルギー、一般的に言われている言葉でありますけれども、そうしたことを積極的に進めていく、これには技術的な革新も改革もあるわけでありまして、人の価値観を変えていくということが非常に大きな柱の一つであるわけでありまして。そうした中で、できる限りこれは国が提唱しても、提唱することは大事なことでありますけれども、市民の皆様方、住民の皆様方

の意識を変えるという点では、これは身近なところから推し進めていく、施策を進めていく、そうしたことを考えますと、このエネルギー改革、エネルギー源の見直しについても、地方から施策を盛り上げていく、そんなことが大事なことだなというふうに思わせていただいております。

○川合委員

ありがとうございます。

まさにそのとおりで、お金をかけなくてもそういう環境施策が進むということは、まさにそういうことで。やはり、大きなものをつくるシステムを大きく変えるというのは、今で言えばコンピューター関係でシステムを変えないかとか物をつくるというのは、非常にお金がかかる話がありますが、環境問題というのは、そういった今市長が言われたような意識的なものの変革が一番基本であります。本会議でも申し上げましたが、環境都市宣言というようなことが、そういうところでやっぱり必要になってくるのではないかということをもたここで申し上げたいわけですが、そういうことであります。

そういうわけで、エネルギーの自給率を高めるというのは、これは自治体ではなかなか本当は難しい話ではありますが、例えばエネルギー関係、特に電力について、今2000年から電力の自由化というのが進んでまいりまして、独立系電力というのがこれまでの電力会社と違った発電システムを持って、起債を利用しない形でできてきておるわけですが、それを実際に取り入れて財政的な運営にも役立っている自治体が結構あるわけですね。この辺について御存じかどうかわかりませんが、例えば名古屋にしましても、そういう独立系のエネルギーを給電してもらうことによって2億円ぐらい電気代を節約している。それから新城市も、金額はそう多くないですが400万円ぐらいの経費削減を成功しているというような事例があるわけですね。こういうことにつきまして環境的な負荷の面、それから自然エネルギー再エネ利用という観点から見て、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

○環境課長

電力の自由化ということに関しましては、今中電以外にも電力を買えるようなシステムができております。それで、それに対応された市町村もあることはこちらのほうも承知しておりますけれども、知立市の場合、多分、今回は企画のほうを中心に動かれて対応していくと思っております。環境課のほうでは電力の買い取り制度のほうに関しましての対応はしておりませんので、申しわけありませんけれども、内容はよくわかっておりません。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

今までの発電、送電、給電というシステムがそう簡単にころっと変わるものでもありませんし、独立系をすぐに利用できることでもないことは十分わかっております。しかし、この緑の分権改革を初め、国の施策もそういうふうに動いているのは明らかかなわけですね。先ほど金額的な面、当初予算の2,400万円と1,200万円を足して、平成23年度の太陽光発電に対する補助が3,600万円だったと、これが多いか少ないかということころは、そういう視点で見ていただきたいと思います。例えば防犯灯の電力、1年間で1,400万円かかります。これに比べると若干、倍以上の金額なので金額的には多いのかなという気もせんではありませんが、しかし、これが進んでいくこと、それからエネルギーを自分のところで賄うという意識の啓蒙については、ぜひ次年度3,600万円そのまま行くというのは、本会議でも申しましたが、オーケーなのかオーケーでないかちょっとわかりませんが難しいと思います。というのは国のほうの補助金も、ことしの10月でたしか終わっちゃうと思います。来年あるかどうかもわからないところがありますので、市だけやって、それが効果があるかどうかというのも問題ではありますが、国の施策とバランスをとりながら、進められる範囲内でぜひ進めただけければと思うわけでありまして。

いずれにいたしましても、そういうことで金額

的に財政的な問題があると思いますが、ぜひそういった意味で、単なる補助制度と考えずに広い意味での環境施策としてとらえていただきたいと思いますが、市長、もう一言だけ御意見を願います。

○林市長

環境施策を考える、進めるということは、今河合委員御披露がありましたように、エコノミ的なことにもなるわけでありまして、経済効果というのはやはり出てくるのかな、そういう視点で環境施策を考えていくのかな。例えば知立市が進めております環境家計簿を各御家庭につけていただく、これも家計を助ける一つの手だてにもなりますよという形でも進めているわけでありまして、環境問題を考えるのは、実質的に経済的にもいいよということのかなというふうに思っております。それで、先ほど河合委員御披露いただきました、今までは中部電力1本から、知立市の市役所もそうでありますけれども、公共施設を運用していたんですけど、先ほど環境課長から申し上げましたように、企画が中心となって電力を中電以外から買うことを今研究、検討をしているところでございます。それとあわせて今話題になりました太陽光発電については、来年どうするかという御質問であります。これも、河合委員御披露、言われましたように、国の動向を踏まえながら考えていくわけでありまして、市としては、できる限りこの太陽光発電は前向きに推進をしていきたいな、補助制度については前向きに推進していきたいなというふうに思っております。

○川合委員

ありがとうございました。

それともう一件、こういうような施策、環境問題とか太陽のパネルとか、具体的に言えば防犯灯とか街路照明、全部含めたものはいろんな施策にすごく影響してくることは御存じのとおりだと思います。例えば再開発事業とかいろんなインフラ整備、道路、歩道を直すとかというときに必ず絡んでくるんですね。街路灯をかえるんだったら、じゃ、何にするかというときに、その部分だけで

やるのか、もっと広い面を考えてやるのか、一体どれにかえるのか、当然、今後のことを考えれば省エネタイプのもを設置するべきだと私は思うわけです。それが、単なる歩道整備とか道路整備だけではなくて大きな面積をいじる場合、特に、駅前なんかこれからメーン整備されていくわけですが、そういうときに避けては通れないと思うんですね。ですから、この事業の中にそういったものが予算として組み込まれたかどうかはわかりませんよ、だけど、今後具体的にそういう作業に入っていく場合には、そのエリア全体の、具体的には街路照明であったりパネルをつけるところが、いいところがあればそういうところにパネルを設置して、そのエリアの中の照明については全部をそれを賄うようなことも考え方として持つていくべきじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。お考え、お答えください。

○環境課長

今知立市でつくっております環境基本計画、その環境基本計画の中で、環境基本計画の実施計画というものをつくっております。今は平成22年度から平成24年度で、知立市環境基本計画前期実施計画ということで、これは各課から環境基本計画の推進に向かって何をやるかということを出していただいて、その進行管理を実際やっていくことにしております。平成22年度の実績に対して、平成23年度、ことしの10月の環境審議会等にその進行管理を出していきます。それから、平成24年度は何をやっていくかという計画の進行管理ですけども、その中で、この中のCO₂の削減等の計画があります。各課と協議内容をいろいろ出してしております。この見直しをしながら、そういう知立市全体の中で、例えばLEDの設置だとかそういうものに関しましても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○川合委員

ありがとうございました。

太陽光発電の設置の補助については、そう大きな予算規模であったり大きな事業ではないことは

そのとおりなんです、こういうことは、今申し上げましたような大きなテーマを含んでいることでありまして、ぜひ、再エネ、そして省エネ、そしてまちづくりいろんなインフラ整備すべてにかかわってくるのだということをご認識いただきまして、こういった課題には前向きに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について挙手により採決します。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。

議案第49号について挙手により採決します。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について挙手により採決します。

議案第51号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第51号 平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

午前中の補正予算の審議の中で池田委員から質問のありました発達障がい者の認定の関係なんです、私の返事が少し違っていましたものですが、ここで訂正させていただきます。

発達障がいのほうについては、僕が県の認定という形で発言しましたが、実は県の認定ではなくて、基本的には医療機関の判定によって、それを

うちの、例えば福祉課の窓口のほうへサービスの申請書と一緒に持ってきていただいて、そこで、うちのほうの障がい者程度区分の認定調査員というのがいますが、そちらのほうが直接その方に質問等で判断させていただいて、サービス等を決めさせていただくという形になりますので、少し誤ったような形で返答させていただきました。どうも済みませんでした。改めて訂正させていただきます。

○永井委員長

次に、認定第1号 平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

それではお願いいたします。

報告書の3款民生費、2目老人福祉費、59ページですけど、この中で、緊急通報装置設置事業について伺わせていただきます。これの金額についての内訳を教えてくださいませんか。

○長寿介護課長

緊急通報装置でございますけれども、この内訳につきましては、新規設置手数料、これにつきましては1台1万3,125円でございます、トータルで97万1,250円、それから事業委託として1台1カ月787円でございますけど、このトータルが341万3,219円、それから借上げ料、これは1カ月1台1,260円でございますけど、このトータルで546万4,620円、合計した数字がこの984万9,089円という数字で計上してございます。

○安江委員

同僚議員の一般質問にもお答えいただきましたが、設置基準をいま一度お答えください。

○長寿介護課長

緊急通報装置につきましては、電話のある方を対象としていまして、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、あと、65歳以上の人で同居者が障がい者など緊急時の対応が困難な方、それから身体障がい者のみの世帯の方、このような方を対象にしております。

○安江委員

そうすると、今身障者という形で答えていただきましたが、聴覚障がい者に対する対応はどうされていますかね。

○福祉課長

緊急通報装置に関しましては、障がい者の方、今福祉課のほうでやっている方については、18名という方が障がい者の方で利用していただいております。ただ、その中で、聴覚障がいの方につきましては、このもの自体が手を放して応答ができるという形のものでございまして、物が聞こえないと要は返事ができないというか、そういうこともありまして、ここの、今安全センターというところに委託しているわけなんですけど、そこへ確認させていただきましたが、実はこの緊急通報装置を指定した方につきましては、やはり援助者という方を先に決めておきます。ですから通常、返答がない場合は、その援助者の方に安全センターから連絡させていただいて、その方が現場を見に行くという、そういう方法しか今のところはないという形ですので、今のところ聴覚の方ですぐに利用できるという形ではなくて、なかなか本人も考えてしまうという形で、そういう状況になっております。

以上です。

○安江委員

そうすると、現在は、例えば対象者が事故を起こしたといった場合に、ボタンを押すと安全センターに通じて安全センターから再度確認の連絡が行くという形になるわけですね。そうすると、そのときに援助者を決定していない方で出られない方、例えば心筋梗塞を起こして苦しくて反応ができないというような方については、どういうふうな形をとられているわけですか。

○福祉課長

基本的に、返答がなくて援助者の方にも連絡がとれないということでありまして、安全センターのほうは救急車を要請するという形で、現場のほうに向かっていただくという形をとらせていただきます。

○安江委員

そうすると、そういう対象者の方にはそういう周知は徹底して行われているということに解釈してもよろしいですかね。

○福祉課長

障がいの方につきましては、つけるときにそういった説明をさせていただきます、当然ですね。今支援者がいないという場合というので、支援者については必ずつけていただきますので、ただ、連絡がとれない場合は、今言った緊急的にそういった救急機関のほうへ連絡するという形になりますので、通常は連絡、そちらのほうの方が見に行ってくださいということになってしまいます。

聴覚の方や何かですと、やはりしゃべれない方もみえますので、そういった方はどうしても返答ができないということもあって、ボタンを押しても向こうがまず回答というんですか、安全センターから来たのがまずは聞こえない。それから自分もしゃべれないということもあって、何もないという状態になってしまいますので、安全センターはそういった場合は、先ほど言ったようにまずは援助者のほうに連絡して見に行ってください、現場を見に行ってください、そこで、わかればその方に応答していただくということになりますが、それでもなおかつ連絡がとれない場合は、そういった救急機関のほうへ連絡させていただくという形で、皆さんにはそういう形で説明させていただいております。

○安江委員

そうすると一応、一応といいますか、どんな障がいをお持ちの方に対しても対応が網羅されているということで理解していいわけですね。

○福祉課長

障がいをお持ちの方につきましては、基本的に、今、先ほど言ったように18件というかなり少ない数字です。というのは、どなたか近くにみえる方が多いということですね。それで、重度の方については、いろんな施設とかそういったところに入ってみえる方もありまして、その中で数がこういった数になってしまっていると思うんですが、やはり1人で暮らしてみえて障がいの方でというこ

とで不安ということはあるわけなんです、ある程度はこの緊急通報装置で、月1回は安否確認というんですか、安全センターのほうから連絡をとっておりますので、そういったのでやらせていただいております。ただ、啓発等皆さんにこういう制度があるよということを、今まで年に1回の4月1日の広報等では出させていただいているんですが、それがなかなかできていなくてということで、今回、災害時要援護者の関係の障がい者の関係の方で回っていただくときに、その部分のパンフレット等一緒につけて回らせていただいて、そういった障がいの方にも連絡はさせていただいております。

○安江委員

今後もきめ細かいそういう案内を徹底させていただいて、漏れないようにお願いしたいと思います。

続きまして、3款1項2目老人福祉費、これは60ページになりますが、養護老人ホームについてお伺いします。

これは6名でこれだけかかっているわけですが、1人当たりになると大体241万3,515円となりますが、これについて御説明いただきたいんですけど。それと、入所者ゼロ、退所者ゼロという形で、最終的に入所されたのはいつであるかということもあわせて教えてください。

○永井委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時12分

再開 午後1時13分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

今6名の方が入っておみえになりますけれども、最後に入ったのは、今3年入所中の方が一番最後でございますので、平成20年に入られた方が最後でございます。入所基準という御質問だったかと思えますけれども、こちらの方は結局、在宅での居住が困難な方ということで、所得制限もござい

ますけれども、例えば家がなくなってしまうとか施設に入った方が戻る家がないですとか、それから家が火災で焼けたですとか、それから入院していて、戻る家に帰っても1人で自力で生活していくのが困難であるとか、そのような方を対象としておりますけれども、入所判定委員会において、この方は養護老人ホームでしか生活するのが困難だろうという判断をもとに決定してまいります。

○安江委員

今平成20年とおっしゃいましたけど、その後は入所される方がないということなんですけど、それについて、別に何か理由があってないとかそういうことではないわけでしょうかね。たまたまこういう事態になっているということだけでしょうか。

○長寿介護課長

この後、入所の希望があって入所判定委員会の中でこれを否定したというようなケースはございませんので、これは御希望の御相談がなかったということでございます。

○安江委員

そうすると、申請者がいないということで、認定基準のハードルが高くなったとかそういうことではないということですね。ほかにかわるべき入所できるところが整備されて、こちらのほうになくなったということでもないということに理解してよろしいわけですね。

今後こういう方がこういう施設に入られるということが想定されることについては、何かございますでしょうかね。感想といいますか、ふえるだろうとか減るだろうとか。

○長寿介護課長

現在のこの入所者数とか今後の高齢化とかも考え合わせますと、養護老人ホームというのは自分で自分のことができる方というのが対象になっておりまして、介護が必要な方は特別養護老人ホームという、御案内のとおり、そちらの施設になるものですから、今言ったような条件を全部満たしている方となりますとそんなに。家があれば、御自分で身の回りのことはできる方になりますので、

今の養護老人ホームに入っている基準からすると、そんなにこれからふえていくというふうには考えておりません。

○安江委員

ありがとうございました。

続いて、3款1項6目福祉医療費、子供医療費助成状況についてお伺いします。69ページです。

ここに、県の制度と市の単独制度というふうにありますますが、まことに申しわけありません、勉強不足で、その内容と違いを御説明いただけたらと思います。お願いします。

○国保医療課長

県の補助の範囲につきましては、通院が6歳未満まで、入院が中学校終了までの方が県の補助範囲でございますが、市の単独分は、小学校と中学校までの分の通院の分が市の単独事業というふうになっております。

○安江委員

そうすると、これは年齢での違いということだけですね。年齢といいますか、年齢対象ですね。

○国保医療課長

そのとおりでございます。

○安江委員

ありがとうございました。よくわかりましたので次に行きます。

4款衛生費、1項の、ページ数は79ページですけど、この病院群輪番制病院運営費補助金について、内容といつからどう導入されたものか、正確なのを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○健康増進課長

病院群輪番制病院運営費補助金でございます。これは補助金交付要綱によりまして、加盟しているのが碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、高浜市、まだ合併前の一色町、吉良町、幡豆町、そして知立市でございます。これは救急等の輪番のための、各市の関係におきまして一定の病院に対しまして人口割合で補助金を出しているものでございます。期間は、今すぐわかりませんのでちょっとお時間をいただきたいと思います。

○保険健康部長

この病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、昨年度から知立市が幹事市ということで、先ほどうちの課長が言いましたように、6市が順番に2年置きに幹事市となって、広域の2次の医療機関に対して救急医療をしていただいておりますということで、その6市が負担金を持ち寄って、今現在四つになっておりますけれども、その4医療機関、刈谷豊田総合病院、今現在は八千代病院も入っておりますけれども、八千代病院、碧南市民病院、西尾市民病院、西尾病院が昨年度から加わりまして、その病院に対して補助を、幹事市が6市から負担金を取ってその医療機関に交付していくというのが、昨年度から知立市で、2年間、平成22年度と平成23年度で行っていくということになっております。幹事市以外で負担金を交付するだけとしては、これは平成12年度から改めて行ってきておると思うんですけども、それ以前は国、県が主体となって実施してきておるところであります。

○安江委員

そうすると、これは平成22年度、平成23年度、2年間だけ計上されるというものでですか。

○健康増進課長

これは毎年計上するものでございますが、昨年度とことしは知立市が幹事市でございますので、各市町から集めたものを、病院に補助金として出しておるものでございます。ことしが終わりますと、今度は知立市としては負担金という形で次の幹事市に出して、そこの幹事市が病院に補助金を出すという、そういう仕組みになっております。

以上です。

○安江委員

そうするとこれは名目が変わるといって、来年からは、ということですね。そういうふうに理解していいわけですね。わかりました。ありがとうございます。

続きまして、第4款衛生費、6目環境衛生費のところでお伺いします。狂犬病予防事業ということなんですけど、85ページです。狂犬病の予防

接種についてお伺いします。

大方の皆さんは、飼い犬を大切なパートナーと位置づけられておられる方もみえると思いますが、例えばその飼い犬が死亡したときは、当然市役所のほうへ届けられます。受付担当はどのような対応をされておりますでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○環境課長

犬、猫が亡くなった場合に火葬の手續に市民課に来られたときに、犬に関しましてですけれども、犬は市のほうで登録があります、ですから環境課のほうにも立ち寄っていただくように市民課のほうにお願いしております。それで、環境課のほうでこの台帳のほうの抹消をさせていただく形をとっております。

以上です。

○安江委員

そうすると、事務的処理としては環境課の方がやられるということですね。実は私の地元の方から、市から狂犬病の予防接種が行われていませんいかがされましたかと督促のはがきが届いたんですよね。ところが、その方の犬は既に2年前に亡くなっておりまして、そのときすぐに市のほうへ届けられて、しかるべき書類が提出されているんです。改めて市役所のほうへ出向かれてその旨を伝えられますと、その担当者の方は既に死亡手續が済まされてありましたという形で恐縮されておられたんですけど、どうしても釈然としないのは、どうしてこういう事態になったのかということをちょっと。

○環境課長

今回、ちょうど9月、6月補正でやりました畜犬システムの関係もありまして、犬の登録3,800件近いんですけども、その登録件数のすべての方に今回督促状と、それから、今の犬の登録台帳が正しいかどうかということで、すべて発送させていただきました。その中で、新しいシステムを構築するために今までの台帳を整備するというところで、違うところがありましたら市役所のほうに返送してくださいという形ですべて送らせていた

できました。その中に、狂犬病予防をやっていない方に関しては督促状を入れさせていただいて、今度発送したんですけれども。見ていただいてわかると思うんですけれども、今うちが把握している登録数よりも、狂犬病予防をやっている方との差が何百とあります。ですから、亡くなっている犬に関してもまだうちに登録されているという場合も、連絡ミス、それから、先ほど安江委員が言われたみたいに、うちのほうのコンピューターでの入力ミスもあったかもしれません、それから市のほうに言ってこない方もいらっしゃいます。そういうことで、今回すべての今登録してある人に関して発送しまして、犬の登録に関して正しいものにしたいということで、すべての方に出して確認をさせていただいておるのが今の現況です。

以上です。

○安江委員

システムの変更ですべての方に出すということについては異論はありませんが、亡くなって届けてあるところにも督促状を送られたというところにやや思うところがあるんですけど、念には念をというふうにお考えかもしれませんが、お互いに時間、経費の浪費ということと、明らかにミスをしてみえるんだというふうに思いますけどいかがでしょうかね。

○環境課長

確かに、犬の登録に関しての、入力をするわけですが、入力をしなければ当然台帳は生きています。ですから亡くなったという申し出があれば、当然それは死亡という形で登録して発送しなくなるんですけれども、そこで、例えば登録をし忘れれば台帳は残ってしまいます。だから、間違いのないように職員で対応しておるんですけれども、すべてが完璧にできるわけじゃありませんので、多少のミスはどうしても出てきてしまいます。ですからその辺の確認を今回すべてやって、今後そういうことがないように対応していきたいということで思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○安江委員

もう少しチェック機能が正常に働けば起こらないことでありますから、今後はこういう事態が、ちょっとしたところにも波及しましてほころびとなって大きなものになると非常に遺憾に思われることと思いますので、できるだけ、こういうことは無駄を省くという点からもぜひとも正常に機能していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

同じく7目の公害対策費、86ページでお伺いしたいんですけど、これについて、公害防止協定工場などの排水監視のため12事業所の調査とありますが、これはどういう状況で行われましたでしょうか。

○環境課長

知立市が今公害防止協定を結んでいる会社ですけれども、12事業所、この12事業所に関しまして抜き打ちで水質検査を実施しております。その関係のことをここで、水質検査を年に1回ですけれども抜き打ちで実施したことに関して、144万9,000円、水質調査ということで使わせていただいたということです。

○安江委員

抜き打ちということですと抜き打ちの具体的な内容、例えば早朝にやられるとか、夜間にやられるとか、昼間連絡せずにただ行かれるだけなのかということなどを教えていただきたいです。

○環境課長

水質は委託で実施しますので、昼の時間に委託業者が来て、うちの担当職員がついていって相手の会社に行きまして、きょう水質検査をやらせていただきますということで、昼にお願いして水質検査を実施するという形をとっております。

○安江委員

そうすると悪意で考えますと、例えば早朝ですとか夜間、排水を河川に流しているということがあるならば、抜き打ちといいますが、対象外になってしまうと思うんですよね、その辺の対応はしようとするのか。例えばこの事業所については夜間どうでしょうかということとか、早朝どうでしょうかということをお聞きすればやっていた

だけということでしょうかね。

○環境課長

基本的に、公害防止協定を結んでいる会社は自分のところの会社のほうでも独自に調査は実施されております。ですからその数値は適正な数値が必ず大体出てきています。ですけれども、確認という形をとらせていただいて、公害防止協定を結んでいますので年に2度報告書が出てくるんですけども、それ以外にこういう形で実施して、確認をさせていただいているという状況で、公害防止協定を結んでいる会社に関しましては、まず間違いのない数字が出てきます。逆に公害防止協定を結んでいない会社の調査をしたほうがいいのではという気持ちもあるんですけども、公害防止協定を結んでいる以上、市のほうも何らかのかかわりを持ちたいということで今実施しているのが現状です。

○安江委員

ありがとうございます。

この件については、そうしたらまた改めて考えてみます。

次に、商工費についてお伺いします。

7款商工費、1項2目商工振興費、94ページです。街路灯等電灯料補助金とありますが、これについて、これは電灯料のみの補助金であるわけですかね。

○経済課長

こちらのほうの街路灯に関する補助金でありますけれども、これは商業団体等の事業費補助金ということで、商店街の街路灯、それからアーケード等がございます。商工会が所管してみえる発展会、そして中央通り協同組合、銀座協働組合のそれぞれの街路灯、それからアーケードの面積に対して補助金を支出しているものでございます。ですからこちらのほうは、街路灯の電灯料補助という意味で補助しているものであります。

○安江委員

そうすると、これは設置についてはないわけですね。これの、例えば商売をやってみえて街路灯をつけられていてやめられたと、その後つけられ

なくなるといった場合に、これは一括して、一つボタンを押せばすべてつくという形になっているわけじゃないと思いますので、個々でやってみるということでしょうかね。お願いします。

○経済課長

それぞれの商店街、発展会がありますけれども、そちらのそれぞれ通りに街路灯があります。そちらのほうに、私もよくわからないんですけども、商店の名称が書いてありますよね、そちらのほうに広告名。その街路灯について、例えば前の、付近の方が商売をやめられたと、それで維持ができなくなってその街路灯を外したとかそういうことであればあれなんですけど、特にそういうような話は聞いてはおりませんけれども。ですから私も、一体的に通りとしてそれぞれの商店街が管理して、それに対する補助を、基数ごとに私どもの補助金の要綱に基づいて補助をしているというのが現状だと思います。

○安江委員

そうすると、設置とか撤去のことに關しては、一切市のほうとしては関知していないというふう

に解釈してよろしいですね。

○経済課長

維持費に対して今現状補助しておりますけれども、期限等が来ましたら更新、そういうときの

○安江委員

そうすると、直接、市は設置とかにはかかわりはないということですね。県のほうからのということで。わかりました。

○経済課長

全く市が設置に対して補助していないというものはありませんので、私どもの補助金交付要綱の中に設置に当たった場合の一応定めもあります

ので、一定の補助はさせていただいているのが現状でございます。

○安江委員

そうすると、済みません、終わればいいんですけど、設置についての基準を設けて補助をしているということになると、例えばやめられた方に指導をすることもあってしかるべきですか。いいです。しかるべきだというふうに思いますけど、それはいいですか。撤去ですね。要するに、看板が、例えば破れちゃったとか中身が見えちゃっておるとか、それとか中が見えちゃって風が吹いたときに中身の蛍光灯が飛んできて危ないじゃないかとかという指摘があるものですから、そういうときの撤去に対する指導なんかはできるものですかということをお聞きしたいわけです。

○経済課長

こちらのほうの街路灯につきましては、それぞれの商工会議所所管の発展会の関係、それから銀座通りとかそれぞれの商店街、そちらの組合のほうの管理になりますので、直接、何かあればそちらのほうで管理していただくということになります。ですから、あとはそちらのほうから市のほうへ、例えば修理費に対して補助をととか、更新するから補助をとという話があれば、私どもも相談を受けて補助要綱にのっとって対応しているのが現状だと思います。

○安江委員

わかりました。ありがとうございます。

続いて、商工振興費のところ、商工振興費にも特に明記されています商工振興補助事業、このうちのまちづくり株式会社運営事業費補助金。知立まちづくり株式会社の運営費のうち公益上必要と認められる経費の補助とありますが、公益上必要と認められるとあり、この文言について確認したいんですけど、どこのどなたがどのように認められて、明確な定義というものはあるんでしょうか。

○経済課長

こちらのほうも知立まちづくり株式会社への補助金交付要綱というのを定めておりまして、そし

て、こちらのほうも明確な定義というものも、当初、中町の銀座再開発において平成6年まちづくり会社が設立されて、そこから補助をしているという状況でありまして、結局、会社の目的であります公益ホール、リリオホール、そちらと、それから駐車場、そちらのほうの運営というのがこちらの会社の事業内容になっておりますので、それに対する運営費補助ということで補助をさせていただいているのが現状でございます。

○安江委員

そうすると、立ち上げのときから今まで補助をずっと続けてみえるわけですよね。合計で幾らほどになっていますか。

○経済課長

平成6年度に会社が設立されまして、そして、リリオ棟のほうが平成10年度にオープンされまして、平成6年度に約400万円が補助されまして、そして、オープンの際に一番大きく、1億3,800万円ほど補助金が出ております。以降、6,000万円台、それからあと5,500万円台、最近において3,800万円、平成21年度からですけれども合計合わせまして、今年度の当初予算にも3,800万円計上しておりますその金額を含めまして、7億8,900万円を補助金として支出しているのが現状でございます。

○安江委員

財政上まことに危機的な状況であるということをおっしゃいます中で、これだけの金額が、トータルではあります支出されるということに関して、第三セクターで、知立市も当然ここにありますように運営しているわけですからやむを得ないということになるやもしれませんが、今後もこれはずっと続けられていかれるということでしょうか。

○経済課長

こちらのほうの今まちづくり会社でありますけど、あの当時、中町銀座再開発において、その南側にもS棟ということでクラウンホテル、そちらのほうのホテルのビルがあります。そちらと合わせてリリオ棟ということで開発がされまして、

昭和58年からこの事業がスタートしておりますので、全体が、その中でS棟、N棟ということで、それが一体となって現在まで運営されております。ですからまちづくり会社のほうだけの補助だけでなく、ホテルのほうに対する、ホテル株式会社、こちらのほうにも市のほうも出資しておりますので、一体となって活用して北部の商店街の活性化という当初の目的を今も現状も今後も引き続いて支援していくということで、現状では私ども経済課としては、そちらの商業の活性化という意味で補助をしているのが現状でございます。ですからあとは、実際リリオ音楽ホールになりますけれども、こちらのほうが実際パティオのほうにもホールがございますけど、大ホールと中ホール、ですからそれと今後はどのような区分けで利用していただけるか、その辺は全体の市の中で考えていただければ、私ども経済課としては、大きな話まではお答えできかねますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○安江委員

今の御説明ですと、ホテルクラウンパレスと一体的にまちづくりのためにということですが、企業努力は鋭意されているところではあります。もう一つ、知立市の発展の駅周の開発等も絡みますが、これが足かせになるとというふうに危惧するところでもあります。副市長、見解ひとつ述べていただけたらと思います。

○清水副市長

このまちづくり株式会社が運営いたしますリリオコンサートホール及びそこにあります会議室、それから有料駐車場、これにつきましては今議会の中にも報告という形で、知立まちづくり会社の決算報告をさせていただいているところでございます。この中身、報告をさせていただいたとおりでございます。現状ではなかなか独立採算という部分にはまだまだ至っていないのかな。会社自身も、しっかりといろんな経費節減、健全な運営というところでは努力をさせていただいているということはあるわけでございますが、なかなかこの建物のキャパとかいろんな部分の中で、いろんな

入場収入、それから駐車場の料金収入、これで成り立っているわけでございますけれども、まだまだそういう意味では、十分な収益といえますか、少し市のそういった支援を必要とする今状況かなというふうに理解しております。

このリリオ棟といいますか、クラウンパレス、現在のホテルとN棟の関係については、先ほど課長が申しましたように、知立駅北部の再開発、中町銀座地区の再開発、こういったまちづくりの拠点施設として構想され現在に至っているわけでございます。これは本会議でも申し上げましたんですが、今後の知立の立体交差事業、あるいは駅周辺の区画整理事業、北地区の再開発事業、こういったものと相まって、知立市の北部のまちづくりこういったものが、完成といえますか、それが一体的なまちづくりとして成り立っていかなくてはいけないというものでございますので、そういった意味では市といたしましても、ここが安定的に運営をされるというような形をしっかりと支援させていただくというふうに支援をしていきたいというふうに考えております。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時04分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○安江委員

休憩前にお願いしました、第三セクターということで知立市と一体ということもありますが、今後の足かせとならないように適切な指導をしていただきましてより一層の発展を望みたいというふうに思います。

最後に、96ページの3目観光費、観光行事委託についてお伺いします。

祭り行事委託料として知立市観光協会にこの金額が一括委託されていますが、これも先ほどの交付条項ののっとなってこのようになっているということでしょうか。その内訳についての把握という

ものはされてみえるのでしょうか、お答えください。

○経済課長

今の観光協会への委託の関係ということでよろしいでしょうか。こちらのほうにつきましては、観光協会のほうに、事業を推進するための費用とか、それからミスかきつばたコンテスト及びかきつばたまつり、それから知立まつり、花しょうぶまつり、知立よいとこ祭りに対して事業を委託しているものでありまして、それぞれの目的に従って支出しているところでありまして、そして、こちらのほうの観光協会の総会において、この平成23年度の初めなんですけれども、平成22年度の支出について一応御報告をさせていただいているというのが現状でございます。

○安江委員

そうすると、ここにたまたまこういうふうにはんと載っているだけで、きちっとどこに何がどのようにということは把握してみえるということですね。そうすると、一応観光行事に関しての将来の展望とかビジョンというのもお持ちだというふうに認識しますが、その辺のところをお聞かせ願いまして、私、質問を最後とします。

○経済課長

こちらの成果表のほうに、96ページに、委託事業ということで1,800万円ほど支出をしているわけなんですけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げました各事業に対して支出していくものでありまして、こちらのほうも毎年同じように、事業としては同じなんですけれども、今後につきましては、それぞれ祭りも時代にとともにいろんな皆様の声、そういうのも生かしていきながら多くの方が参加できるようなお祭り、観光客もお見えになっていただけるようなお祭りに、観光協会の中で議論していただいて、そして、ことしにおいてもほぼ事業としては終えているわけです。そんな中で、それらの皆様の声も反映して、次年度以降にまた新しい観光としての事業をうまく進めていければ事務局としてはいいかなと思っております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしくお願ひします。

ページでいきますと、まず63ページなんですけれども、これが障がい児デイサービス、これに関してお伺いしたいのでよろしくお願ひします。

利用者数が48名ということで、日数と負担金額が載っておりますけど、具体的にこれはどこでしょうか。

○福祉課長

児童デイサービスに関しましては、これについては市内の事業所というのはございませんでして、すべて市外の事業所の利用になります。それについて、今事業所数が11事業所、刈谷市、安城市が主な事業所になるわけなんですけど、そちらのほうで知立の方が利用されているという形になります。

○池田福子委員

知立市ではないということでもよろしいかと思ひますけれども。例えば7万人都市になりまして、それで障がい児のことももっと注目しなきゃいけないと、こういう時代になってまだこういうことを他の市に依存しなきゃいけないという問題もあると思うんですけれども。例えば今度、中央保育園跡地ができますよね、ああいうところにこういうデイサービスの機能を付加できないものでしょうかと。独立して一つで建てるよりも、何かと合わせてのほうで障がい児の子たちにも本来はいいことだと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○子ども課長

子ども課としては3月の議会の折に、中央保育園の廃園を進める中で、廃園後には子育て支援センター、その中に発達障がい児の子の受け入れ施設、それから障がい児の方の受け入れ施設をつくっていきたいというお話をさせていただいておりますので、そのような形で、複合施設といえは支援センターと発達障がいの子、それから肢体の子を受け入れるような形の施設ということでお話しさせていただいておりますので、そういった形で進めたいと考えております。

○池田福子委員

ということは、例えばそれが済んでから、入園の事業というか、入園の行事が済んでから行くというデイサービスとはまたちょっと違いますかね。

一応、通所施設という考え方で今考えております。

○池田福子委員

ここでひとつお願いしたいのが、母子分離という選択肢もあるんだということをお願いしたいんですよ。今ひまわりルームは母子一緒に、お母さん一緒にという方法ですよ。そうしているのもやっぱり大切だと思うんですけども、いずれ自立していかなきゃいけないというときに、お母さんとちょっと離れた環境にもなれていくという点で、母子分離ということをテーマで挙げてもらいたいんですけども。

○子ども課長

ひまわりルームというのは今現在やっているわけですけども、ひまわりルームは、基本的には親子通所のような形で実施させていただいておるわけですけども、平成21年度後半より、本当にごく一部の子なんですけれども、状況を見ながら単独通所というのを考えてやらせていただいています。最初の年がたしか2名、昨年が1名だったと思うんですけども、やらせていただいております。施設においても当然そのことを考えながら計画していきたいと考えております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

要するに、お母さんと行くのも一つ、それからお母さんと離れるのも一つというふうで、選択肢を広げてあげないと障がいを受けている子たちは厳しいものになってくると思うんですね、今後、生きていくためにもですね。自立支援の改正の場合も身近という言葉がたびたび出てくるわけです、身近な地域という言葉がすごく出てまいります。ですからそういうこともかんがみて、もしあれだったら、2カ所になるというふうに考えればいいですか、ひまわりルームと中央保育園跡の療育センターとで2カ所になると、デイサービス

的な施設が。とはまた違いますか。

○子ども課長

支援センターでひまわりの事業を進めるという話の中で、これも議会の中で話をさせていただいていることだと思うんですが、ひまわりを実施させていただいたところが、南児童センターを利用させていただいていると。いわゆる児童センターの機能のあるところでやっていたものですから、子供が帰ったりいろいろするたびにやれなくなると。ひまわりが常時やれなくなるとことを避けるためという部分を含めて、支援センターの中でということを考えておりますので、ほかの施設でも事業をやる中でやることは可能かもしれないですけど、一応、支援センターを建て直したところでということ考えております。

○池田福子委員

障がいのある子たちだから狭い範囲でという願いは、私としてはあるんです、逆に。そんなに動けない子たちも多いからなるべく近くでと。せめてひまわりと、それから療育とが2カ所あると違うなという思いもあるものですから、だからちょっと聞いてみたんですけども。要するに、重度障がい児でもそうですけども、施設がかなりおくれていますよね、知立は。そういう意味で、もうちょっと前向きに考えていただきたいなと思うんです。

それと、先回の議会のほうで重度障がい者の入所施設をつくってほしいという請願が出たと思うんですけども、市長、これに対しては運動していただきたいと思うんですけどいかがですか。

○林市長

せんだって、要望してくださっている方に会わせていただいてお話も聞かせていただいて、こちらとしては前向きに考えさせていただいて、近隣の市長等に会うときにはお話はさせていただいているということでもありますけれども。

○池田福子委員

こういう進めていくのが都道府県から市になったということで、やっぱり市独自の動きが、今度逆にしやすくなるんじゃないかなと思いますので

よろしくお願ひします。

続きまして、ページをはねていただきまして78ページ、生活保護というところで伺っていきたいと思いますので。

3項生活保護費、2目扶助費のところの生活保護世帯の動向というところで、高齢者、母子、傷病障がいその他で、問題はその他の方たちなんですけど、これはどういう方を指すのでしょうか、教えていただけますか。

○福祉課長

本来、生活保護につきまして通常この分け方をさせていただいて、高齢者、母子、障がい等傷病の方、これはわかると思うんです。その他というのは、どれにも該当しないという方で、通常ですと16歳から64歳までの方の、働けるというんですか、健全な方という方が対象になってきます。

○池田福子委員

外見的には働けると、年齢もその年齢に入るという方たちをその他ということだそうですけども、その他が飛躍的にふえたというのはいつごろからですか。

○福祉課長

やはりこのその他というのがふえたのは、俗に言うリーマンショック以降の形で、一応、平成21年度、このときに爆発的に、爆発的にという言い方はいかんですけど、極端に増加しました。その中で、そのときが一番その他の対象者の方がふえたという状況ですね。それで、平成22年度と平成23年度については少し緩やかになりましたが、やはりまだまだ、退職等されてそのまま就職できないという方がふえていますので、それでふえているという状況になっております。

○池田福子委員

ということは、漸増しているということだと思いますけど、じりじりはふえていると思うんですよね。就職活動は、どのように難しいですか。

○福祉課長

実際は、通常、今の制度でいきますとセーフティネットという形もありまして、退職してすぐは、雇用保険等が出る間は、それでも足りないという

方については住宅手当という言い方で、家賃の負担部分ということで半年分、最高9カ月まで出るわけなんですけど、その中で皆さんほとんど新たな就職先を探していくという形で、その中でも少し生活保護のほうに入ってしまうという方もみえるんですが。先ほどの就職ができないというのは、皆さん、就職をしたいというのは、希望はすべて持ってみえます。ごく一部の方で、今の状況の中でつかっているといいますか、それで満足という状態の方もみえますが、やはりすべての方については新しい就職先に行きたいと。ただ、年齢的に40代、50代というのがかかりおみえになります。50代を過ぎてきますと、通常、45歳を超えてきますとなかなか就職ができない。通常、ハローワーク等で年齢不詳という形をとって応募しても、実際は若い人のほうへということではねられてしまうということ。ほとんど面接のほうで避けられてしまうということもあって、なかなか就職できないということで、今うちのほうも就労相談等をやらせていただくなり紹介等をさせていただいているわけなんですけど、面接に行ってもそれで落とされてしまうとかそういったのもあって、なかなかできないというのが現状であります。

ただ、生活保護につきましては、例えば、平成21年度、平成22年度、実際申請数というのは、平成21年度が403件相談があつて263件申請していただいているわけなんですけど、その中で保護開始が261件、ほとんどが、申請を受けた方については保護開始をさせていただいているんですが、実際はその部分がすべてふえているわけではありませぬので、その年度については191件増しているわけなんですけど、その残りの部分については、ほとんど就労で抜けていくという方ですね。それと、平成22年度につきましては、273件相談がありまして、申請件数166件、そのうちの164件を保護開始させていただいたんですが、実際で言うと、年度については35件しかふえていないという状況です。ですから、残りの方たちについては、何らかで就労されていくなり転居の方もみえますが、そういったことで抜けていく方もかなりいるという

ことで、多少はふえています。そういったので抜けていく方もかなり多くいるということをお願いしたいと思います。

○池田福子委員

かなり出たり入ったり、入っては出てというふうですね。申請を受けては、だけど卒業していく方もみえる。その卒業していく方が多ければいいことだなと思うんですけども。長引くとなかなか出られないという、そういうことは本当ですか。保護生活が長引くとなかなか自立が難しいというのはどうですか。

○福祉課長

やはり人によるということになるわけなんです。すべての方ではないんですが、一部の方でそういった今の保護生活に甘んじてしまうという方もみえると思います。そういう方については、うちのほうも各ケースワーカーのほうで、まずは生活の状況、生活の時間帯とかそういったのを、まずは生活支援のほうから始めて、その後就労という形になってしまいます。ほとんどの方はすぐ就労という形で十分いけるわけなんです。そういった方については、まず生活指導のほうから始めさせていただいてということでやらせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

それから就職するにしても、いきなりハードに何時間労働というふうに決められるのがとても負担という方もみえるわけなんです。生活保護から就労までの間、何か考えていることはありますか。

○福祉課長

生活保護については生活困窮ということで、生活の基準額があるわけなんです。その不足部分を補てんするという意味合いもありますので、就職したから直ちに保護が切れるという方だけではありません。まずは臨時等から始まって、そういったので少ない収入でもありますが、その後の部分については補てんさせていただく、そういう形をとって、まずはそういう就労になれていた

だということですか、そういう就労の意欲を持っていただくということで、それについてはうちのほうも臨時だろうと短時間であろうとそういったのを進めさせていただいております。

○池田福子委員

臨時的とかつなぎとかそういうこと、何か具体的な例で、すごく成功したとかという例がありましたら教えていただけますか。

○福祉課長

特にそういった事業的なことでやっていることはありません。ただ、例えば知立市におきましては、都市計画の公園の管理だとかアルバイト等募集しているときには、優先的ということはありません、やはりそれは公正にやっただけなんです。そういうところへうちのほうの保護の方を推薦して、応募に行っていただくとかそういったこともやらせていただいておりますし、いろんな方からのこういった募集があるよということがあれば、そういったのを紹介させていただいてやらせていただいております。

○池田福子委員

例えば、ちらっと話が出たんですけど、シルバー人材センターで働かれる方にちょっとついてもらって、どういうふうに仕事をしているか覚えてもらおうとか、または、障がい者の授産施設とかに顔を出してもらって、就職の前での段階、そういうところでちょっと活動してもらおうとか、これは金銭の問題とは別で、とにかく外に一步出してもらおうと、そういう働きかけはなさっていらっしゃると思うんですけど、具体的にこういう成果が上がったというのはありますか。どうでしょうか。

○福祉課長

一応、そういったものについては今のところ紹介等はさせていただいて、いろんなケースワーカーのほうから話はさせていただいているわけなんです。ただ、そういったことで事例的なものは今のところありません。今委員の言われたようなそういう就労機会等をなるべくつくって、ボランティアも含めてそういったのもというのものもあるわ

けなんです、なかなかそういった事業も今のところ具体的なものにはなっておりません。ただ、今のところ、ハローワークのほうと就労に関しての提携等なるべく連絡を密にとってという形で、今保護管理系のほうでそういうことで推進はさせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

項目でお尋ねしたいことがあるものですから、79ページの表の上から4、葬祭扶助費の下の生業扶助費というのを、なりわいということですよ。あれすれば、商売ということですね、平たく言えば。これは実際どういう金額というか、お金なんですかね、目的。

○福祉課長

これは、言われるようになりわいの扶助費ということで、働きに行くのに訓練等をさせていただくなり、そういったときの旅費だとかそういったものの扶助になります。そういった訓練をしていただくのにもどうしてもそういうのも要りますし、職業をやっていくのに、例えばそういった道具等要するようなことがあればそういったのを扶助させていただくということになります。ですから要は、就労の初めのときにそういったのでかかる費用についてこういうので補てんさせていただくという形になります。

○池田福子委員

これは、際限もなくもらえるわけですかね。何回も、職業訓練に通いたいとかそういうことでもいいわけですよ。

○福祉課長

何回でもというわけではないんですが、やはりそれは、完全にケースワーカー等で対象になるものとならないものがありますので、そういったものを調査しというか、本人と話を決めてさせていただくという形になります。

○池田福子委員

そうするとこれは多いですか、活用する方は。多くなきゃいかんよね。

○福祉課長

ただ、ここでもありますように、人数で54人という形で、やっぱりそんなには多くないということですね。通常であれば、就労であればその場に行って働いてということであれば問題ないんですが、そういった道具だとかいろいろの要るということになってくると、それについては手持ちのお金がないということで補てんさせていただくことですので、業務的なものに、仕事の内容にもよると思いますので、それはケースワーカーのほうで判断させていただいております。

○池田福子委員

そうすると、例えば何かを習いたいための教材費でもいいわけですね、広く考えれば。ですね。ありがとうございます。

そうしたら一つ飛ばして、施設事務費というのは、これはちょっとわからなかったんですよ。

○福祉課長

申しわけありません。資料がありませんので後で調べて御報告させていただきます。

○池田福子委員

そうしましたら、次に、言いにくいこと、聞きにくいことなんですけれども、生保を受けている方の中には、はっきり申しますと、飲酒に走ったり、それからギャンブルしちゃったりとか、ギャンブルに全部使っちゃったりとかという例も聞々あるんですよ。それを見ていた人が、何、生保をもらっていてそのお金全部パチンコに使っているじゃないとか、それからいつもいつも飲んでるよとか、そういう話もちんちん出てくると、本当に一部の人なんだけれども、みんながそういうふうには税金を生保で使っちゃっているというふうには思っちゃうわけなんですよね。だから、それは非常に残念なことだと思うんですけども、こういう状況をどうお考えですかね。

○福祉課長

基本的に、そういった方もごく本当に一部の方がみえると思うんですが、本来は自立支援、要は自活が目的であります。そういったことで、そういった方についてはうちのほうのケースワーカーのほうから指導させていただきます。本来、その

指導に合わない、要は言うことを聞かない、言うことを聞かないという言い方はいかんですが、指導に対処していただけない方につきましては、やはり最終的な手段については保護を切るというような形の方向のほうへ持っていく。直ちに切るというわけじゃないんですが、口頭指導から始まって文書指導、その後という形で、再三指導はさせていただきます。

○池田福子委員

あれなんですけれども、例えば勉強会みたいなのを開いていただいて、家計管理の苦手な方が結構多いんですよね、入ったら入っただけ使っちゃうという方もよく聞くものですから、そういう勉強の場へ引っ張り出して、居場所づくりを兼ねながらしていただくのもいいんじゃないかと思うんですけれども。要は、どうしてこういう行動に走るかということだと思えますね。私、知っている人が、飲酒で別の施設に治療に行ったんですけど、その方が亡くなったんですよ。言っていたのが、寂しい、寂しいってそれを何度も言っていたんですよ。もうちょっと考えてあげればよかったなと思ったんですけど。寂しさとかそういったものの、悪いことですよ、飲酒に走る、それからギャンブルですっちゃうというのは、悪いことなだけけど、どうしてそういう行動に行かざるを得ないのかというのを考えてあげなきゃいけないと思うんですけどどうでしょうか。

○福祉課長

生活に困窮されている方ということで、そういったお金の使い方もわからない、要は、うまく一月の間で使えないという方、みえると思いますが、基本的には、各ケースワーカー、個々に当たっております。すべての方に対してそういった相談にも応じていますし、その指導の中でそういった原因を突き詰めていきます。ただ、例えばお酒を飲む方についてはお酒を飲まないときに話をさせていただきますので、飲んでいるときに話をしても意味がないということで、ただ、お酒を飲んでいるときには、本当に言うことをちゃんと聞いていただけるんです。ただ、その後、やっぱりお酒

を飲んでしまう、そういった寂しさからかもしれないんですが、お酒を飲んでしまっただけで、また同じようなことをやってしまうということ、そういったのがあって、なかなかうちもどういうふうには指導していいかというのは皆ケースワーカーのほうで悩んでいるわけなんです、ひどい人になると、先ほど言いましたように保護を切るという形の少し荒療治な形ですが、そういったことを話しませてやらせていただくということになってしまうと思います。

○池田福子委員

本当に1滴飲むとがたがたになる方だったんですね、その方もね。ここで、行き着く先は相談体制ということになると思うんですね。相談できる体制が十分かということですね。今1人のケースワーカーが何人の方を受け持たれるのかしら。

○福祉課長

今6名のケースワーカーという形になっております。先ほどの、今現在保護者の世帯が447ということですので、今75件程度を持ってみえる。ただ、これは偏りがありまして、1人で80件を超えているケースワーカーもいます。通常、県のほうとか、国の基準が、ケースワーカー1人当たり80件というのが基準になっております。ただ、実際80件を持ちますと、なかなか1人ずつの込み入った指導というのは難しくなってきます。訪問等を含めて話をさせていただくわけなんです、80件ですとなかなかそこも難しいということがありますが、今のところはそういう基準内という形でやらせていただいております。

○池田福子委員

いかがでしょうかね、これで十分な相談体制というわけにまいますかしらね。副市長いかがですか。

○清水副市長

今話題になっているようなケースというのは、通常的生活相談とかそういう部分ではなくて、ある程度そういう心療内科的なそういう専門の医師とかそういった方が加わったような、そういう心の相談といえますか、そういったところにも及ぶ

ようなケースもきっとあるのではないかな。通常の日常生活が少し乱れるという程度であるなら、それは一つの生活の仕方を変えることを指導させていただくとかアドバイスをさせていただくということなのかもしれませんけれども、やはり先ほどのアルコールのお話もそうですけれども、依存症とかそういうような部分については、通常の私どものケースワーカーの持っているそういう力量の中ではなかなか難しいのかなという思いはいたします。それが市として、そういった体制が今すぐとれるのかということも、これまたさらに問題があるのかな、課題が大きいかなという気もしますが、そんな思いでございます。

○池田福子委員

ぜひ、きめ細かなというか、心の相談の部門も1人入れてもらいたいですね。今この6名の中には、そういうカウンセリング専門の方はみえますか。ケースワーカー、6名みえるとおっしゃっていましたよね。

○福祉課長

今のところそのケースワーカーの中には、そういった専門の者はいません。普通の一般職員であります。

それと、ちょっと時期はずれましたが、先ほどの施設事務費に関しては、これについては保護者の、生活保護を受けている方についていろんな各救護施設というのがあるわけなんですけど、そういったところに入っている方についての、そういった施設に対する事務費ということでお支払いさせていただいている部分です。ですからそんなには金額的には大きくないわけなんですけど、その分でお出しさせていただいております。

○池田福子委員

そうしましたら、人員体制のほうをもうちょっと、部長、考えていただいたほうがいいかと思うんですけど、どうですか、いろいろあるとは思いますが。

○福祉子ども部長

このケースワーカーが、少人数の方に対して相談業務ができればいいわけなんですけど、年々保護

者の増に伴ってケースワーカーも人事当局との折衝の中で増員をさせてもらっています。その中でも、そういった今池田委員が言われましたように、相談といいますか、そういったケースについては、いろんなケースワーカーも経験を積んでもきていますので、その場その場で必要なケースになった場合には、保健師等、それから子供のことになると生活指導員等もおりますので、そういった職員と合わせて、その場ケースケースによって対応しておりますので、十分とは言えないかもしれませんが、少しずつ充実はしてきておるだろうというふうに私は思っております。

○池田福子委員

じゃ、ちょっと伺いますね。ケースワーカー、その職員にとって、仕事で喜びを感じる時はどういうときですかね。それとも、黙々とじっとやっていますかね。

○福祉課長

やはりケースワーカーにつきましても、生活の自立が目標ですので、自立していけば本人のためでもあるしケースワーカーもそれは一つの喜びであると思います。それと、先ほどの専門的という話なわけなんですけど、実際、例えば精神的に落ち込んでいる方とか、そういった場合にはそういうメンタルの病院、そういったところに行くような指導もさせていただきますし、何かあれば付き添って病院に行くということもありますので、そういった形でやらせていただくぐらいになっております。

○池田福子委員

それで、就職するように勧めるのはいいいとしても、一たん就職して、また戻ってくる場合はありますか。

○福祉課長

就職して合わないというのもあって、特に人間関係というのが大きいわけなんですけど、そういったので戻ってくるというんですか、やめてしまうという方もみえます。基本的に、生活保護につきましてもそれは一たん停止させていただいて、また戻って、戻ってきたという言い方はあれですけど、

困窮になればまた保護のほうに受けていただくという形をとらせていただいております。

○池田福子委員

どれぐらいみえますか。

○福祉課長

統計的な数字がありませんのでちょっとよくわからないんですが、申しわけありません。

○池田福子委員

保護者にとっては、就職するのはいいけど生保を出されて今度失敗したらどうしようというのが踏ん切れない一つの大きな理由でもあると思うんですね。それも相談体制の一環だと思うんです、そういう不安を取り払ってあげるというのは、ですから今後人の体制もありますけれども、十分お話を聞いてやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

じゃ、続きまして、災害救助費のほうで、その隣のページ、79ページなんですけれども、これが5万5,000円見舞金で使ったということで、執行率が0.48%。不用額で確認してみますと1,450万円ぐらい余ったというか、使わなかったというふうに出ておりますよね。もう一つ、復興事業ですね。災害復旧、127ページですよ。これが増減なしで執行なしで、たしかこれが900万円ぐらいの残が不用額として上がるということで、災害関係で、全然違うんだというふうには思わないと思うんですけど、およそ2,000万円ぐらいが不用額として上がっているということなんですけれども。どうですか、これは、例えば今回の東日本の震災に寄附として持っていくようなことはできなかったですかね。いかがですか。知立市の寄附がたしか200万円ということでして、はっきり申し上げまして、多少貧弱かなという思いはあったんですけども。災害関係ということを考えれば、執行率0.48%ですから、これが足らなかったとかそういうことなら別なんですけど、お答え願えますか。どなたですかね。

○福祉課長

まず、主要成果のほうの79ページの災害救助費についてのほうでやらせていただいております。

これについては、要は、今回のやつについては災害見舞金の支給ですね。要は、火災等によって、ここに書いてあります西町落合地内で火災が発生しまして、その関係で消火活動により被害を受けた世帯の方について5万5,000円という形で、見舞金として出させていただいたものですので、たまたまこの火事については生活保護の方の世帯でということで、かなり大きいやけどということで最後は亡くなってしまったわけなんですけど、そういったことの見舞金になっております。

以上です。

○池田福子委員

ですからこれをそっちに流用できなかったのかなという問題なんですわ。副市長いかがですか。

○清水副市長

これは市の予算の執行にかかわる問題でございまして、今説明しております福祉費の災害給付費ですか、これはそういったときに執行するための予算ではございません。これは先ほど説明しましたように、市内の方がそういう災害に遭われたときに、一定の基準の中で見舞金として市から支給をさせていただくものでございますので、これはどれだけを見込んでこの1,400万円を計上したかというよりも、これはひとつの枠的な計上ですので、今回たまたま、平成22年度においてはそういった西町で火災があってそういった被災に遭われた方があったということでの執行があったわけですから、こういうものですので、それを今回の、今御指摘のような東日本の震災にこれを充てるという予算はございませんので、そういった場合には、今回も200万円の支援金という形で日赤のほうに出させていただいたわけですが、それは、あれはちょっと今記憶にないわけですから、総務費の諸費とかそちらのほうで、予算を予備費に流用させていただいて執行させていただいておる中身ですので、これはそういうものではございません。

それからもう一点、災害復旧費のほうも900万円の予算計上に対して執行がゼロだと、これも回したらどうだというような御指摘もありましたけ

ど、これにつきましても、これは例えば昨日の台風のように市内に被害があったような場合に、ここにもございますように農林施設災害復旧費、こういった関係の施設に被害があったときにここで執行させていただくとか、公共土木建設災害復旧費ですので、そういった道路等のそういう公共土木施設そういったものにそういう被害が出たときにこの予算を執行させていただくというものでございますので、これをそういった他市他県のそういったものに充てるという、そういう予算ではございません。

○池田福子委員

要するに、そういう弾力性はないということですね。非常に残念なんですけど、もうちょっと融通がつくといいかなと思うんですけどね。

じゃ、知立市として、あそこら辺とかで義援金を集めていましたよね。集めていますよね。今でも集めていますよね。この義援金はその後はどうなっちゃっていますかね。集まった分とかどこに送ったかとか。

○福祉課長

今回の東日本大震災の義援金につきましては、3月11日のときからということですぐ始めさせていただきます。一たんは今月末で終わる予定だったんですが、現実には来年の3月31日まで延ばさせていただきました。今義援金については、9月6日現在、ホームページでも出させていただいておりますが、923万3,103円集まっております。これについてはすべて赤十字ということで、赤十字の愛知県支部、そちらのほうへ送金させていただいております。ただ、その先がどういうふうに分配されているかというのは、新聞報道等でしか知る余地がないということで申しわけありません。

○池田福子委員

赤十字がなかなか進んでいないという話がありますよね。義援金を分けるのに手間取ってというあれがありますよね。だから、報告してくださいというふうにせついてもらえますか。向こうは鷹揚に構えている面があると思うので。義援金をもらったからにはどういうふうに使ったという報

告義務はあると思うんですね。ですから赤十字に渡したと、そこまでと、あとは知らないということではなくて、うちの義援金はどういうふうに分割されましたかと聞くぐらいはいいんじゃないですか。

○福祉課長

そうですね。まだ、途中ではありますが、県の赤十字の愛知県支部を通じて一度確認をさせていただきます。ただ、答えが出てくるかどうかというのはここでは御返事できませんが、一応そういった形で聞かせていただきます。

○池田福子委員

もし、そういう場合だったら独自で送らせていただきます。どこそこへとか、そういう場合でもいいんじゃないかと思えますけれどもね。

次に行っていくですかしら。85ページ、上から丸ぼちが3番目なんですけど、これで自殺対策推進事業、平成22年度地域自殺対策緊急強化基金事業の一環としてというふうで、傾聴できるボランティアの養成を実施したというふうですけど、具体的にお話ししていただけますか。85ページ。

○健康増進課長

自殺対策推進事業ということで補助金をいただいてやっております。一番大きなものにつきましては、ティッシュですとか風船等を作成しまして、各事業や健康まつり、商工祭、そんなところでPRをしております。あと、パンフレット作成をいたしました。それから健康ボランティア等そういったところに対応を学んでおります。これは講師を呼んで研修会を開いております。昨年度はその程度でございます。それから思春期の教室ということで、沐浴人形を購入して命の教育等しております。

以上でございます。

○池田福子委員

伺いたかったのは、ボランティア何人ということと、それから、その後どういう活動をしているかということをお伺いしたいと思います。

○健康増進課長

いろいろ研修会を開きまして、ことしも9月に

行ったわけですが、精神科の院長にお越しいただいて、まず職員の研修をしっかりとやっていرونなところに対応できるようにしております。あとまた、啓発物品をつくって駅前で配ったりして啓発しております。まずは、保健師あるいは保育士、そういうことに携わる職員の研修をこしは充実してやっております。

以上でございます。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時04分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長

先ほどの委員の御質問の中のボランティアの関係でございます。

昨年、ボランティアの意識向上ということで研修を3回行っております。対象は、地域におります知立市でお願いしております健康推進員、それから健康ボランティア、それからヘルスメイトの方でございます。延べ52の方が研修を受けていただきました。これは講師を呼びまして、特にうつ疾患につきましてそのサインを見逃さないように、そんなような研修を行いました。それで、その後ということでございますが、それぞれ地域の皆さんが研修を受けていただきましたので、それぞれの地域に入ってそれを生かしていただいているかと思ひます。平成23年度、本年度ももう一度実施したいと思ひます。こういったうつ疾患等そういったものを理解し、サインを見逃さないように、そういったことがわかるボランティアの方の意識の向上を目指すということで、地域の中に多くの方を送り込んでいきたいと思ひております。

以上でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

最初におっしゃった職員とかそういう方だとボ

ラにならないものですからあれかなと思ひたんですけど、健康推進委員その他市民の方々ということが対象だったということによろしいですよ。もしあれだったら、もう一度その人を、1年たつてから集まってもらつてどういう活動をしたということを確認してもいいですね、これ。やりっ放しではなくでですね。平成14年からだつたと思ひますけど、学校のカリキュラムにも自殺と銘打つて授業に取り入れるという話もあるものですから、この問題は本当に大きな問題だと思ひますので、今後とも見守つていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

そうしましたら、87ページで浄化槽の設置設備補助金というところ、その次のページ、補助金ということで幾ばくか出ておりますけど、これは今後どうなるのでしょうかと、この補助金に関して。

○環境課長

平成22年度の実績につきましては、87ページに書いてありますように5人槽67件、7人槽33件、10人槽10件、計110件ということで、補助金額2,846万7,000円の補助を実施しました。平成23年度につきましては、7月の末をもちまして補助件数110件、2,769万円という形で、平成23年度の当初予算額のほぼ満額近い金額を実施しております。その関係で、今申請していただいても補助金が出ない状況、予算の範囲内という形で執行しておりますので、今現在は補助ができない状況です。質疑の中でも部長が話しましたように、平成13年4月から新築の方に合併浄化槽が義務づけられています。その関係で、平成24年度に関しましてはどのような形で見直すかということを検討中なんですけれども、今のくみ取りから合併浄化槽、単独浄化槽から合併浄化槽というような方に関しましては補助を継続していきたい、それから新設の方に関してはどうしていくかということを見直しておるところで、補助金を義務づけられているんだから、水質浄化という意味からすると合併浄化槽が義務づけられているということであれば、問題が解決されているという観点があります。ただ、下水の普及率が53%、ですから下水がないところに

は必ず合併浄化槽を取りつけなければいけないという点があります。そちらの下水の普及率が低いからという観点から言えばこの補助金も継続する必要があるかなという観点もありますけれども、そういうふうに出る立場でいうと、水質浄化という観点からいけば、平成13年4月から合併浄化槽が義務づけられているという観点で、来年の4月1日からは切りかえ等に関しては補助を継続したいと思いますけれども、新設はどうかということを検討している最中です。

以上です。

○池田福子委員

おっしゃるように、下水が完備していない分のカバーをするものだと思うんですね、これは。今そのおくれをカバーすると。不利益を補完するという意味で、補助金のほうをすっぱりと切るということを考えていただきたいと思うんですけども。というのも、新築はどれぐらいありそうですか。

○環境課長

今までの実績でいうと毎年約110件だったんですけども、ことし開発等が多くて、110件プラス残り80件ぐらいは見込めるのが現実です。この平成23年度でいえば200件弱までは新築が行くのではないかなとは予想はしておりますけれども、110件でことしの補助は終了という形でやらせていただいております。

○池田福子委員

公共下水がいまだの予定も立っていないところがあるのかもしれないですけども、やっぱり清潔に住むとかそういう意味からしたら、やたらに切らないでほしいなという思いがありますのでよろしくお願いします。

続きまして、89ページのほう、塵芥処理のほうこれを伺っていききたいと思うんですけども、団地のごみ集積場の看板はきちっとついていると、ポルトガル語の看板がちゃんとついている。だけれども、団地以外にも集住というか、外国の方が結構集まって住まれているところがぼつぼつ出てきたと思うんですね。そういうところはどうか

みえますか。

○環境課長

ポルトガル語の看板につきましては、団地の昭和6丁目から9丁目には設置しておりますけれども、それ以外のところにつきましてはポルトガル語の看板は設置しておりません。言われるように、ほかの集積所からも設置していただけないかというふうなお話は、1件か2件私も承りましたけれども、なかなか予算的なこともありまして設置ができないというのが現状です。ただ、必要だと言われれば何とか設置していく方向で検討はしていきますけれども、何しろ、団地の看板をやっとこの前設置したところですので、古いやつをずっとそのままになっておったのを取りかえたのが平成22年度でしたか、平成23年度は今のところは計画はしておりません。

以上です。

○池田福子委員

じゃ、せめて手挙げ方式でもいいので、設置してほしいところというふうで1枚、2枚というふうにつけていただきたいと思いますと思うんですね。入居当時からごみのマナーが悪いということもずっと言われ続けてきて、ようやく団地が、看板が行き届いたおかげもあるんでしょうけれどもきれいになっているという話も聞きますので、最初は希望しているところからなるべく設置をお願いしたいと思うんですけどいかがですか。

○環境課長

一度、来年度予算で検討したいと思います。

以上です。

○池田福子委員

ちなみに、ごみ袋の件で伺いたいと思いますが、落札は1枚幾らというふうで。わかりますか。

○環境課長

平成22年度の入札の結果でいいまして、消費税込みでいいまして、燃えるごみの指定袋の大きが4円79銭、それから小が3円53銭、プラスチックの大きが4円61銭、それからプラスチックの小が3円12銭で落札されております。

○池田福子委員

大の場合は4円79銭がこれが13円で売ると、その差額は9円近いと。それから小に関してはこれが10円で売るといことですよね。それで、その差額なんですけれども、去年の仕入れと売り上げ、わかりますか。

○環境課長

平成22年度の可燃ごみの収集運搬手数料ということで、ごみ袋の大13円、それからごみ袋の小が10円、プラごみ大13円、プラごみの小が10円ということで、枚数等は省略します。合計で4,931万4,840円という歳入があります。まず、5,000万円弱の歳入があります。それで、ごみ袋の購入で、去年のトータルで1,859万7,600円、2,000万円弱。ですからこの差し引きで約3,000万円程度の差はありますけれども、ごみに関しましては収集運搬手数料で使いますし、それから、小売店に1枚売るときに1円の手数料を払っております。ですから歳出のほうで、ごみ袋売りさばき手数料ということで約400万円は販売店のほうへ支払っております。ですから、1,900万円に概算で400万円、2,300万円は歳出で使っておる形で、約5,000万円の歳入があるという形で、残りの分につきましてはまたごみの収集運搬手数料で9,000万円以上使っております。ですから知立市の考え方としましては、手数料という扱いで考えております。

知立の今までの、今のプラの袋になる前、平成元年4月から平成10年3月までは昔の紙の袋で20円で売っていました。平成10年4月のときに今のプラの袋に変えまして、最初は、燃えるごみの大は15円、それから小は12円で売ってました。ごみ袋の購入単価が年々低下したために平成15年4月に13円と10円に一度単価を落としています。今、平成16年4月からまたプラスチックの小もふやしまして、小が10円という形でとっておりますけれども、石油製品の価格ですので、正直言って単価は実際は上がる方向でなければいけないんですけれども、今外国でつくる形をとった関係で、大量に外国でつくる関係で今安く購入できているというのが現況でして、現実、単価は2年前、平成21年度に関しましては購入価格約3,000万円弱、そ

れが今2,000万円を切っている状態、1,000万円、2年前とは購入価格が下がっておるのが現況ですので、これがどうなるかというのは先行きはまだわかりません。

ただ、先ほど言われましたように、1枚について、例えば燃えるごみの大でいいますと、平成22年度でいいますと8円21銭ありまして、手数料とかそういうことを一切抜きにして、販売等13円で売ったのと、それからごみ袋1枚できた単価でいけば、8円以上の差額があるというのが現況です。

以上です。

○池田福子委員

ありがとうございます。

そうしまして、他市との比較はわかりますか。近隣他市、どうでしょうかね。

○環境課長

ごみ袋を市で直接売っているのは、知立市が独特なやり方でやっております。ほかの市に関しましては、正直言いまして原価で売っているのが、ただ、高浜、碧南のように最初の何十枚を無料配布という形をとって、それを使い切った場合には購入していただくという形をとっておりますけれども、刈谷とか安城に関しましては原価に近い価格で小売店が販売しております。だから小売単価も、売っているところで単価が違います、その業者の感覚で売りますので。ですから市のほうは一括、販売組織みたいのがありまして、販売組織に一括で売った形になります、市は、それをその販売組織がそれぞれの小売店に分けてそこが単価を設定しますので、自由に単価をつけられる形で、市はただ売れば終わりですので、そのやり方が違って、知立は市が売っていますので非常に。ただ、知立のような市も、昔からこういう形で単価を決めて手数料という形でやっている市も数市県下ではあります。ただ、基本的に流れといたしましては、ごみ袋は有料化の方向に進んでいくということ国の方からは指導があります。原価でやっても収集手数料等多大な費用がかかりますので、それまで含めて、それから環境組合の焼却手数料まで含めて単価を設定するような形で

検討したらどうかということの県のほうの会議等でも話題になっている状況で、知立は確かにこの近隣では珍しく手数料を取っていますけれども、それが今の風潮としては、流れのほうになっております。

以上です。

○池田福子委員

ごもっとも、あれですよね安売り合戦ばかりやって小売店をいじめたりとかそういうことになってはもちろんいけないと思うんですけど、おっしゃったように、高浜、碧南は最初の何枚かは無料で配布して、その後に購入という形をとるとのことらしいんですけど、そういう方法もありだとは思いますが。あとは、市のイベントにちょっと使うような感じで配っていただくのも、一部でやっていると思いますけどいいんじゃないかなと思います。問題は、ここで1枚の差額がこんなにあるんじゃないかというふうな思いでいる方も間々あるものですから、その辺の誤解をきちっと解くような方向にしていきたいと思えます。

リサイクル率はわかりますか。愛知県で、知立は非常に芳しくないということを聞いておりますけれども。

○環境課長

平成20年でしたか、14.2%、県下後ろから2番目ということで議会等でも言われまして、ただ、平成21年、平成22年と、これは刈谷知立環境組合のスラッグの利用もありますけれども、リサイクル率は上がりまして、ことし平成22年の実績でいきますと22.97%、約23%という形になっております。この23%という数字が県下のどの辺に入るかということはまだ統計的に出てきておりませんが、以前の数字から見ればはるかに、約9%近く上がっておりますのでいい数字になっております。ただ、ことしから古紙の回収等も見直しして、さらなる上乘せをしていきたいと考えておりますので、平成28年度知立市一般廃棄物処理基本計画の目標数値といたしましては、リサイクル率を30%という大きな目標を立てております。ただ、

この30%というのはこの古紙の回収だけでなく今スラッグの関係もありますので、なかなかスラッグの利用が進まないとの30%という目標は進まないかもしれませんけれども、今現在、平成21年度、平成22年度に関しましては、平成21年度が21.14%、平成22年度が22.97%と、リサイクル率は平成20年度を思えば大幅に改善されているのが現状です。

以上です。

○池田福子委員

特に昭和地区は、全戸個別回収ですよ、古紙は。特に突出してどうですか、回収率は。

○環境課長

平成23年の実績として、まだ4月から始まりまして4月から6月までの実績でしか判断ができませんけれども、古紙に関しましては全体で145%です。これは前の質疑のほうでもお話ししましたが、新聞店のものは含まれておりません。その中でも再生資源登録団体、これに関しましては昨年比188%、約2倍近くの収集になっております。この大きな要因は、個別回収というところの数が非常に大きいものですから、個別回収がいかにかこの数値を倍にしたかということはあると数値では出ております。ただ、新聞店の古紙の回収が、今調査していますけれども、やっとな新聞店から許可が出ましたので教えていただくようにしていますけど、新聞店が減っておるかどうかというほうの確認はできておりませんので、その辺だけは御了承ください。

昭和地区といいましても1丁目から9丁目までありますけれども、単独で1個ずつ出しておりませんので団地の自治会ということではいいですと、4月から6月までは7万7,030キロが12万1,975キロという形で自治会では出ております。例えば昭和5丁目ではいいですと、去年630キロが4,030キロとか6倍以上になっているところもありますので一概には言えませんが、昭和地区は非常に伸びております。

以上です。

○池田福子委員

ありがとうございます。

非常に効果が高くあらわれているということでよろしいかと思えますね。あと、集めにくいところは、まだまだ個別回収ができないところ、そういう地域もあるようですので、また今後考えていただきたいと思います。

続きまして、労働費のほうで伺いたいんですが、91ページ、これは私は何のことかなと正直思ったわけですけど。労働諸費、永年勤続30年優良従業員表彰。11月22日に、これは2人という意味かしら、2,000円という意味かしら。2人という意味ですね。それと、参加企業は2社ということなんですけれども、どういう意味ですかね。永年勤続30年というのは、いろんな方がいっぱいみえると思うんですけど、どういうふうに使われてどういうふうにごここに表示したか。参加企業というのは具体的に、2社ですからどこどこというふうになって、どういうふうで選んだのか。載せるからには重要な点がテーマになっていると思うんですけど。これを、例えばどういうふうに、広報等と書いてありますよね。広報等、各種支援措置を実施したわけですよ、この件に関して。わからないので教えていただけますか。

○経済課長

永年勤続の従業員の表彰ということでありますけど、申しわけありません、今どういう方で、30年ということなんですけれども、どこの企業かというのは資料を持っておりませんのですぐに調べさせていただきますけれども。あと、どういったことをほかにこの中でやったかということなんですけど、こちらの成果表の、それぞれ負担金とか補助金等がございますけど、そちらのほうの内容の御説明でよろしいでしょうか。

○池田福子委員

そうしまして、丸ぼちでいえば一番下の勤労者資金預託金、ページをめくりまして、これは1,000万円を地元の信金に預けてそれを信金が貸し出したというふうに理解してよろしいですか。

○経済課長

今の勤労者資金預託金ということでございます

けれども、こちらは東海労働金庫の預託金ということで、東海労働金庫の刈谷支店へ、貸付金元利の収入分が1,000万円ということで、こちらのほうは、労働組合、消費生活協同組合、その他労働者の団体が共同して組織する労働者のための福祉金融機関、そこで働いてみえる方の生活資金とか住宅資金の融資を行うものでありまして、平成22年度におきましては貸し付けを158件、13億5,275万2,000円を貸し付けたものであります。内容は以上でございます。

○池田福子委員

そうすると、内容としては生活資金とか住宅資金、開業資金も入りますかね。おおよそ、これがあれだと1件85万円ぐらいですかね。

○経済課長

申しわけありません、そちらのほうも個々に借りてみえる方の金額にもよると思いますので、それも含めまして資料を持ってきたいと思っております。

○池田福子委員

こういう御時世だものですから、こういう小口のしかもすぐ貸してもらえとかそういうものは必要だと思うんですけど、何の目的かなというふうに使ったものですから、済みませんでしたお願いします。

それでは、さっき、話はちょっと違うんですけども、老人医療福祉なんですけれども、ちょっと戻りますね。先ほどの話では、知らせてくれた方がいたんですけども、81歳でひとり暮らしで、今75歳以上ひとり暮らしの方医療費無料ということがありますよね、それを知らなかったと。しかも息子が亡くなられて、1年以上前なのに、その1年間ずっと何も知らないで、ずっと払い続けてきた。どうにも苦しくなって、どうにもならないですかというふうに申し出があったそうなんです。これは横の連絡というか、それを言われなければ答えないという、そういうシステムがあるのかなと思うんですけど、これについてどう思われますかね。

○国保医療課長

そういう事実が、申し出がない場合は私どものほうでも把握できない部分がありますので、一応広報等ではお知らせはしておりますけれども、今後、きめ細かいというんですか、そういうような方に対して把握できる方法があるかどうか考えたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○池田福子委員

申し出がなければこちらはわからないよという答えしか今のところはないのかなとも思うんですけど、システム上ですね。私が思うには、知らないほうが悪いんですよという言い方にそれが聞こえてしまうわけなんです。携わっている方もたくさんみえたわけですね。81歳だものですから民生委員の方も携わっている、それから病院も携わっていると、だけど、その連携がいまいちしっかりつながっていないという問題が、これは大きいと思うんです、広報とかそういうところには確かにお知らせはしているんでしょうけれども。私、個人的には、それこそ無理かもしれないんですけど、お医者さんだっただけ教えてくれてもいいんじゃないかと思うんですね、受付の方とかお金を払うときとか。住むところが違っていたり市が違っていたりすると待遇が違うからそれは無理かもしれないんですけど、例えば民生委員たちも、市に情報を下さるとかそういう仕組みづくりをみんなでやっていきましょうよというしか言いようがないんですけど。落ちこぼれている人いっぱいいると、そういうふうと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○国保医療課長

民生委員には、機会があればこういう制度があるよということについてお知らせして、利用できる方がみえるようでしたらお知らせくださいというようなことをお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○池田福子委員

本人も知らない場合は、本人も言わない場合がやっぱりあると思いますので、情報提供はこちらからどんどん開示していかねばいけない問題だと思いますので、この件はよろしくお願いたしま

す。

最後に、まちづくり委員会の項目のところ、ここで二つ伺いたいんですけども、95ページ、信用保証料事業補助金緊急保障、中小商工業者23件なんですけれども、これについて条件はどういうふうだったのでしょうかね。

○市民部長

補助の条件、経済課長がほかの調べ物で出ていますので後で御答弁させていただきたいと思います。

○池田福子委員

そうすると、何のために拠出するお金かという目的はわかりますよね。

○市民部長

これは、中小の企業の方たちが融資を受けられると、そのときに信用保証ということを取りつけておきますと借りやすくなるといいますか、ただし、この信用保証料を保証協会にお支払いしなきゃいかんということがありますけれども、その一部を補助するという制度でございます。

○池田福子委員

要するに、保証人を立てなくていいというもののお金ということでいいですか。

○市民部長

そういうことでございます。

○池田福子委員

ここでは23件ということですね、適用されたのは、申し込みはどれほどですかね。こういう御時世だから借金するにも保証人を立てなきゃできないとかそういうことは多かろうと思うんですけども。

○市民部長

申しわけございません、申し込みの件数については今資料を持っておりません。これも調べさせていただきます。

○池田福子委員

それで1件につき、これで割りますと7万3,000円ぐらいですけど、保証料というのはこれぐらいの金額でもいいわけですね。

○市民部長

これにつきましては、借りられる金額等にもよりますので一律幾らということではございませんので、何とも言えないという、そんな状況です。

○経済課長

済みません、お時間をいただきまして。永年勤続30年の優良従業員表彰ということでございますけれども、こちらにつきましては、商工会のほうで市内の企業の方で永年勤続の表彰をされる際に、知立の市長の表彰ということで、今回お二方の企業の方を表彰させていただきました。

それから、勤労者資金の預託金、こちらのほうの貸付金額につきましては、こちらに書いてある金額総額を貸し付けまして、対象者としては158件でございますので、単純に割っていただくと平均850万円程度の金額になるということでもありますので、個々の詳細等はいただいております。私どもが1,000万円の預託金を預けて、その中で、刈谷の労働金庫のほうに貸し付けをされたという内容がここに計上してある数字ということでございます。

○池田福子委員

そうしますと、市のほうは1,000万円を出して13億円の波及効果があったということでいいわけですね。いいわけですね。それで貸してもらえる方がこれだけになったということで考えればいいですかね。1,000万円が13億円動いたということですね、そうするとね。

じゃ、次、これで最後にしたいと思うんですけども、まちづくりのことでお伺いしたいんですが、まちづくりのほうなんですけれども、本当に一市民としてお尋ねしますが、株主なんです、市が。株主ですよ。

○経済課長

知立のまちづくり株式会社の株主が現在38名おみえになります。その中で、筆頭株主というんですか、知立と、それからあと中小企業基盤整備機構と同じ数量を持ち株として、株主になっております。あと、その他の地元の企業の方、金融機関等の方が株主になっております。

以上でございます。

○池田福子委員

この株は普通の株とは違いますね、一般上場と。全く違いますよね、意味が。その意味のほうを教えてくださいませんか。

○経済課長

一般の通常の会社の株とは違うと思います。当初、このまちづくり会社をつくってそして建物をつくったりとかそういう中で、資産を得るための出資を皆さんで出したということでもありますので、それを何か上場して売買するというところでもありませんので、現状、出資したままで特にそれが売買されたということにはなっておりません。

○池田福子委員

要するに、これは出資という形を、株ということに置きかえたというふうに考えればいいということですよ。ちなみに幾らで買って、今の資産はいかほどですか。1株幾らで総額幾らだった、それから今幾らですかと。

○経済課長

発行株式の総数が1万8,000株、そのうちの8,000株を知立市が所有しております。そして、こちらのほうの出資金という形で市としては対応しておるわけですけど、それを4億円の出資金ということで、当初、平成6年度から、平成6年、平成7年、平成8年と3年間にかけて4億円の出資をしております。ですから株価という、現状では今回の決算書の中の財産の明細書のところに、一応4億円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○池田福子委員

結局は、これはもともとをただせば原資は税金ということですよ。それから補助金の3,800万円も、もともとを詰めていけば原資は税金ということですよ。市民感情として、きちっと理解してもらい必要があると思うんです。今滞納問題で本当にひどい取り立てられ方をしている方も多いものですよ。一方ではこういうふうだという。これも私は本当に必要だと思うんですよ。だけど、市民感情として、もっと理解させないとまずいよ

な気がします。それで稼働率はどうですか。

○経済課長

今こちらのほうのリリオのほうの稼働率ということでもありますけれども、現在、ホールと駐車場ということでもありますけれども、ホールに限って実際の数字としてリリオのほうに確認したところ、稼働率は68.2%と聞いております。

以上でございます。

○池田福子委員

68%ということで、そんなに低い数字ではないというふうに理解しましたけれども。この報告書の2ページの一番上の表なんですけど、14期、平成19年は曲がりなりにも税金も払って、経常利益が383万4,000円ですよね。多分これは税金を払った後180万円黒字になっておると。でも、その次の年、380万円プラス900万円を足すと、ここがたっと下がっているわけですね。1,300万円ぐらい落ちているわけですよ。前の利益分と、それから平成20年分の赤字を足しますと1,300万円、ここできっと下がっているこういう理由はどうですか。やっぱりこういうのを時系列で見ていったときに、ここは一体何があったんだろうと、そういうのを把握するのは必要なことなんですけどね。

○経済課長

こちらのほうも株式会社でありますので、取締役会とか株主総会というのがございますので、それぞれの期において、途中の取締役会において中間報告的なものを、私どもも補助を出している立場で同席はさせていただいておるわけですが、そんなところで、その時々売り上げとか、こういった要因で下がったとか、利用率が上がったとか、そういうのはお話は聞いているわけですが、14期のこの内容までは、現在では把握してはおりませんけれども。直近のことでいいますと、やはり平成21年にリーマンショックにおいて少し下がって、平成22年度は知立市制の40周年もありましたので、そういったような事業でも少しアップしました。そして、またことしに入って東日本の大震災、これで少しそういう平成23

年度向けの興行のものも売り上げも少し鈍ったというお話はお聞きしました。ですからそれが1年後にどんな影響が出るかというのは、また推移を見ていかないといけないのかなと思いますけれども。ですから私どもだけではなくて、株主もその年、その年の売り上げとか営業状況を見ておられますので、私どもが、企業努力として経常経費の節減にはお願いしたいということは言えますけど、それ以外では実際の自主運営をする、こういったものを呼ぶとかそういうのは会社のほうでやってみえますので、そこまで立ち入ることができないかなと思っております。

○池田福子委員

ちょっと今の答弁、おかしい気がします。筆頭株主ですわ、これ、市が。普通なら経営に口を出していきますわ、株主総会でも。最近の株主総会、非常に混乱しているとも聞きます。だから、これはどういう状態ですかというのは、把握するのは筆頭株主の仕事ですよ、税金を預かっている以上。税金を預かってそこへ出しているわけですね。だから預かっている人としては、これは聞かないといけないと思うんです。今後そうしていただけることを願いますが。

○市民部長

確かに、おっしゃいますように知立市は筆頭株主であります。当初、4億円の出資をし、第三セクターという形でこの株式会社が発足をし、前の質問等でもございましたですが、いわゆる北部の活性化ということでできた建物であり株式会社でありますので、あそこの地区の活性化ということで、ますますその目的を達するような事業運営をしていただかなければならないというふうに思っております。この株式会社の役員として市のほうからも出ておりますので、そんなことはそういう役員会あるいは株主総会、そんな場でも経営の合理化などに努めていただいて、今でも3,800万円からの補助金を投入しておるということでもありますので、ぜひその運営についても、今後も一層努力をしていただきたいという申し入れはしていきたいというふうに思います。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時07分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長

済みません、先ほどの保証協会の関係で2点御質問をいただいておりますが、1点、申し込み時の、保証協会の対象になるのかならんのかの基準という、そんなお話だったかと思うんですが、これについては、市のほうでは書類的にまず整っておることが必要だということと、市税の滞納がないこと、こういうことですが、それ以外の、例えば事業の経営状況とかそういうものについては保証協会のほうで審査があるということです。うちのほうではその部分についてはわかりかねます。

それから保障の申し込み件数が幾つだったのかということ、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○池田福子委員

第三セクターの話の続きになると思いますが、どこも第三セクターはそれこそ赤字がずっと続いているということはあるわけなんですよね。ともすると赤字覚悟でも推進していかなければいけないと、そういう立場もあるとは思いますが、やっぱりここは、口を出すところはきちっと口を出していかないといけないような気がします。たとえそこ自体に収益がなくても近隣の商店街が潤ったりとか、そういう波及効果をねらっているんだと思うので、その点ではやっぱり評価できるんじゃないかと思うんですけどね。ただ、その内容を余りにも知らなさ過ぎるというのも責任上どうかなと思いますので御了承いただきたいと思っております。

一つ戻りまして、先ほどの、75歳以上のひとり暮らしの方が無料だということを知らなかったということで少し申し上げたんですけど、シス

テムの流れといたしまして、死亡届はどこで受け付けますか。

○市民課長

死亡届は市民課のほうで受け付けをさせていただいております。

○池田福子委員

その死亡届を出した際にある程度家族構成はわかりますよね、変化したという。

○市民課長

世帯主がお亡くなりになれば、当然世帯主を変更させますので、そのときにどなたが世帯主になられますかということをお聞きしますので、そのときに、例えば奥さんであれば奥さんが世帯主、もし奥さんがみえなければ息子がされるのだったらその方が世帯主という形になります。以上です。

○池田福子委員

要するに、家族がどういう状態になったということは、市民課である程度はわかるということが言えますよね。どうですか。

○市民課長

市民課のほうでその辺は把握して、私のほう、だれが変わられたかというものをほかの課の、特にほかの国保医療課のほうには、アコーダー、異動届、そういったものをコピーでお渡ししております。それで、御本人また死亡届に見えた方、用事があればそのままお帰り願って、二、三日後に葬式が過ぎた後に、国保医療課なりまた長寿介護課のほうに回っていただくという形で、そのときにこういうふうに行ってくださいという、そういったものをお渡ししております。案内をお渡ししております。

以上です。

○池田福子委員

お渡ししているそこはぬかりはないと思うんですけども、本人が大変なときに届けを出すと、身内が亡くなったわけですから、それで届けを出しに行ってもそこまでばたばたと考えていられるかなと思うわけですが、実際、先ほどの事例の方は、息子が亡くなられて自分だけが取り残されたとい

う状態ですので、とても、75歳のあれとか、それからこれでひとり暮らしになってどうしよう、どうしようという不安ばかりが先走ると言うんですね。ですからもう一つそこで市のほうから踏み出してほしいわけなんですけどね。仕組みづくりが必要だと思います。ここで死亡届が出された、ひとり暮らしになった、だったらこういう連絡の方法があるというふうに仕組みづくりをきちっとつくっていただければ、こういう問題は少なくなるんじゃないかと思うんですね。いかがですか。

○市民課長

死亡届を出される場合、意外と身内の方、御本人、家族の方ではなくて親族の方がよくお見えになります。また、業者の方もお見えになって、御本人、親族の方がお見えになるというのはなかなかないみたいなんですけど。だけど、親族がお見えになった場合は、すごく忙しいものですので、そちらの課に回ってくださいという案内を一応お渡ししておりますけど、その案内の中で仕組みづくりができるのかどうかというのは、今考えつきにくいんですが。先ほど委員のほうから言われた、息子がお亡くなりになって、世帯主が変わらなければ多分私のほう、ただこの方が亡くなられましたよということで、アコーダーを国保医療課のほうにお渡しするんですけど、国保医療課のほうとしてもその方が社会保険に入ってみえれば、多分国保の対象にはならないというふうですので、その辺、多分呼んでお渡ししているのかどうかというのを、その辺、申しわけない、疑問なんですけど。世帯主が変わるものであれば、多分その辺が把握はできてくるのかなというふうに思いますけど。世帯主以外の方ですとわからない状態です。済みません。

○池田福子委員

要するに、やっぱり知らないシステムが市民からすると多いと。市の方はそれをちゃんと伝えていとおっしゃっていても、聞く側は理解できていないという場合が非常に多いわけなんです。それはそちらの課だ、あちらだ、こちらだというふうに言われちゃいますと、高齢の方だと、もう

そこで諦めちゃうというより知らないままそのまま過ぎちゃうというのがあるものですからね。一度、どういうふうにどういう連携で仕組みをつくらとこぼれる率が少ないかとかそういうことを研究してもらえませんか。

○市民課長

市民課のほうへ一番最初死亡届が出てきますので、その中で今皆様方にお渡ししている案内がございまして、その辺で一度、私のほうもほかの国保医療課だとか長寿介護、税金の関係も多分あるのかなと、いろいろありますので、その辺、各課回覧を回して、どういう形がいいのか担当者が集まって話をしたいというふうに思っております。

以上です。

○池田福子委員

例えば事例としては、民生委員に言ってそれからもう一度来てもらって、本人の意思をしっかりと確認して、無料ですよという確認をすることはできると言うんですね。だから、一番最初のとっかかりのシステムづくりとか、仕組みづくりだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

○市民課長

一度、市民課のほうで各課の担当と話をしたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○池田福子委員

その際に内部の方たちだけでいつも話し合われることが多いかと思うんですよ。例えば民生委員そのものの方に参加してもらうとか、高齢者の方に参加してもらうとか、当事者に参加してもらうと。当事者抜きで話し合うものだから、わかりにくいところはどこですかというのもわからないと思うんですね。ですからそれもお願ひしたいと思ひますね。

○市民課長

民生委員をという話がございまして、それは各担当課のほうでその辺の話を詰めていただいて、最終的には市民課とかそれから国保医療課、福祉課、長寿介護、そういったところが集まって、担当者レベルが集まって、いろんな民生委員からこ

ういうお話があった、また、ほかの高齢者の方からこういうお話があったという話の中で決めていきたいというふうに今現在思っております。

○池田福子委員

ぜひお願いします。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

それでは1点だけ少し確認させていただきますのでよろしくお願いたします。

95ページの商工振興補助事業であります。この表の2段目、中心市街地と商店活性化支援事業、西新地地区の活性化に対しまして70万6,000円です。この内容をお聞かせください。

○経済課長

こちらの中心市街地の活性化事業費補助金ということで、こちらのほうは、知立市商工会のほうへ補助をしているわけでございますけれども、平成22年度70万6,000円ということになりますけれども。これは、市街地及び商店街の空洞化対策の一つとして、以前TMO事業ということで開始して現在7年を経過しておるわけですが、この平成13年度、商工会においてTMOの高度化事業として、駅高架事業、駅前区画整理事業に伴って共同化、テナント等の事業を想定しておりましたけれども、それらの事業も実際におこなっているわけですが、そんな中、この隣接地であります西新地地区を再開発事業として計画のお話がありまして。そちらを実際の権利者から市のほう、駐車場もそちらの地域にあるわけですが、それらを総合的に、面積的に9,429平方メートルですが、そちらをどのように今後の市街地再開発としていったらいいか研究をしていこうということで、商工会のほうに補助をしていただいて、その中で業者に入ってもらってその検討を行っているというのがこの補助の内容でございます。

○川合委員

商工会を通じて、以前ありましたTMOその関連で7年間続けているというようなことでござい

ます。予算、毎年このぐらいで7年間ということで、よろしかったですか。

○経済課長

今この決算額として平成22年度が70万6,000円でしたけれども、2年間の決算額を申し上げます。平成21年度につきましては93万8,000円、平成20年度については87万5,000円ということですので、約100万円余の金額を補助しているのが現状でございます。

○川合委員

一応補助を商工会を通してやっているの、どういう内容に使われているかということは御存じないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○経済課長

私もこの4月からこの経済課のほうに来まして、ちょうど年度がわりのときに、この平成22年度の商工会のほうで実施されたコンサルへの調査内容につきまして成果書もいただきまして、そこで初めて見させていただきました。その中で、地元の方も含めてコンサルが入ってどういった形でこの地域をしていったらいいのかというのを検討された内容の報告がされました。今後についてそれをどのように生かしていこうかということで、平成23年度も、3月議会の中でこの補助金を計上させていただきました。そしてお認めいただきましたものですから、平成23年度に向けても、新しくこの地域をどうしていったらいいのかというのを、また商工会のほうに補助のほうを出させていただいて、まだ実際、西新地地区の方と一度、先進の先輩の方というんですか、それの方が実際に商工会のほうに、私ども経済課とまちづくり課の職員と入って、その辺の今まで中町銀座地区で実際にやってこられた方の御意見も受けながら、今後の方向性について少しお話し合いを持ったというのが現在までの状況でございます。ですから今後どうしていくかというのは、方向性はまだ固まっておりませんので、私が今把握しているのはこの点でございます。

○川合委員

ある程度の年月が経過して、なかなか進まない

ということで、これははっきり言えば、今言われましたが、駅前の区画整理、駅周の整備に伴って9,429平方メートルをどうするかということになったということでは言われましたけど、実際問題としてこれが財政的な問題、結局、駅周やら連立のことで財政的なものがあって進まない、これは一つの大きな理由だとは思いますが。そういうことですよね。であればなおさらといたしますか、それに対する考え方を国のいろんな施策とか補助制度を研究するとか、民間資本の活用、PFIのようなものを活用するとか、その辺をやっていかないと、例えば駅の真ん前はきれいになってもちょっと東側へ目を転じると表玄関であるべきところがこのまま行ってしまっていていいのかどうかということを実際に真剣に考える時期に入っていると思うんですけど、この辺、市長いかがお考えでしょうか。

○林市長

この西新地地区の開発については、本会議等でも再三お話をさせていただいておると思うんですけども、だれもがああ地区が乱開発をされるとまずいなということは思うわけでありまして。私も、どのタイミングでやればいいのかということやはり考えているわけでありまして。また、あわせて、あの一帯を一発でやるのか、それとも区分けしてやっていくのかということ、また、あわせて、今河合委員御披露のありましたようにPFI方式でやるのか、また、全くの民間にお願いをしていくのかという手法等々あるわけでありまして、それらについて、私、また職員を含めていろいろな方々に今お知恵をいただいている段階でありまして、決して手をこまねいているわけじゃないということをお理解いただきたいのと、あわせてまた河合委員からもさまざまなお知恵、また御指導いただければと思っております。

○川合委員

規模は違いますが、先回香川県の高松、商店街の活性化事業で、相当大きな規模なのでこれはとてもじゃないけど財政的な、普通のやり方じゃもたないということで、定期借地権60年でやったところもあります。なかなか勇気の要る決断という

ような事業だったと思いますが、実際60年たったその先にどうするかと。60年なんて膨大な時間がありますから、そのことを考えるよりも今現状どうするかの方がよほど大事だというような、非常にばつぱりとしたすばらしいある部分では考えかたというふうには、非常に参考になったわけでございます。ですからやはりそのぐらい考えないといつまでたっても進まないと思えますね。知立市が実際に駐車場事業を民間委託でやっていますが、大きな地権者であるわけですね。だから、そこから入ってくる歳入もあるわけですが、工事に入ればそれは若干とまって、しばらくの間はその分はマイナスにはなるわけですけど、その先のことも考えて長期的なプラス思考でいかなきゃいかないと、まず当然のことだと思うわけですが。やはり、ここで僕が聞くまでもないかもしれませんが、当局の皆さんは、地元の商店街の方々、地権者の方々の御意見はしっかりお聞きになっていると思えますが、全体的な地権者であられる皆さんがある程度一本化した方向性で、市がちょっと後押しすれば動くんじゃないかというようなことになるのか、そうでもないのかということをごんごんに感じてみえるかお聞かせいただきたいと思っております。

○市民部長

私もこの西新地の会議にも出させていただきました。そのときの私の印象でありますけれども、総会であるにもかかわらずそこへ参加された方というのは、西新地の地区の役員の方々しかお見えになっていなかったという、そんな状況でございました。そうしたことからすると、一体地権者の方、26名おみえになるわけですけども、どれぐらいの思いというんですか、そういうものがあらわれるのか、私個人の見た目といいますか、そういうことからするとどうなのかなとちょっと疑問を正直言って持ちました。こういうことで実際にこれが本当に進んでいくのかどうか、これはもう少し地権者の人たちも、一度皆さんの意見をもう一度集約していただく必要があるのではないかな、そんな印象を持ちました。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

そういう話も時々聞きますし、翻って地権者の方にお聞きしますと、行政側の方たちも話は聞いてくれるけどあと一歩前に進む要素が不足するというようなことで、話のかみ合い方が若干立場の違いでうまくいっていないのが現状かなというふうに感じるところであります。やはり知立市は、先ほど言いましたが、駐車場を持っているということで非常に大きな権利者であって、あそこを何とかしなきゃいけないというすごい責任があると思うんですね。あれも大分年月がたっていて、ああいうのに耐用年数があるかどうかわからんですけど、下手するとそろそろ建てかえに入っているんじゃないかと思うんですけど、これって耐用年数的にはどうなんですかね。おわかりになったら。

失礼しました。そんなこともありまして、ぜひ前に進むようにお願いしたいというところあります。これで駅の前の姿が変わりかけてきて、それで物ができて駅から見た北の風景がきれいなところと旧態依然としたところが分かれてきちゃうと、知立の表玄関としてこれは非常にマイナス要素になることは歴然としておるんですね。ですから先ほど言いましたように、国のほうもいろんな施策もあるようですし、それから、民間的なPFI、資本を活用することはよく自治体でやられておることだと思うんですね、ですから探せばそういう方法もあると思うんです。この辺について、部長いかがですか。もう少し研究のあれはありませなかね。

○市民部長

私ども、まだ余りよく研究をしていないということがあります。ただ、先ほど申しましたように、あの地区の方々が、本当に皆さんの意見としてどうしたいのか、どうするのか、そこら辺がまず第一かなというふうな私は印象を持っております。そうした中で話がまとまってくれば、次にどういう手法を使っていくのかとかいろいろなことがまた

出てこようと思いますが、知立市もなかなか財政的にえらいということがございますので、すぐというわけにはいかんと思いますが、少なくともまず第一は、あそこの地区の地権者の方々の意見集約ということがまず第一、それからまとまったところで、その次の手法だとかということに移っていくのかなと、そんなふうに思います。

○川合委員

わかりました。そういうことでいろいろ意見集約とか、同じ方向を向いていないと物が進まないというのは当然だとよくわかります。それと、その中の皆さん、地権者の方がこれで何年か年を重ねてみえて、当時60代前半だった方がもう70代になると、だんだん時間もたって疲れてきちゃったと。それで総会だけど、なかなかほかの方もコンサルの話はよくわかるけど、前に進まん会議に出ていってもなというようなそんなような印象があると思うんですね。ですからある程度先に見える話を、若干時間がかかってもしょうがないかもしれんけど、そういうことをやっぱり示していかないかん、これは知立市の責任だと思うんですが。これは最後に副市長にお聞きして質問を閉じますが、よろしくをお願いします。

○清水副市長

西新地の問題は再三出ております。今市民部長が申し上げましたように、市としてはまだまだ、地域の方、地権者の方の意見集約というのがまだかなという思いがあります。ではありますけれども、やはり市としてもあの地域を今のままでいいということは決して思っておりません。そういう意味では前向きに、昨年、一昨年についても考えさせていただいて、いろいろそのための報告書も作成させていただいて、その中でいろんな幾つかの提案がございました。そんなものも確認しておるわけですが、いずれにしても今の再開発手法というのはなかなか、市としても一定のそういう補助金なりいろんな形でのそういうものが必要になってまいります。それが今の連立駅周を、これをしっかりと進めていくというものと重なったときに、市としての財政負担もなかなか厳しいなど

いう思いも正直言っているわけでございます。でありますので、そういった再開手法がいいのか、そういったことも今後の一つの課題かなというふうに思っております。そんなことも含めて、今市民部の経済課のほうがこの補助金の窓口にはなっておりますけれども、実際には都市開発課のほうで進めておって、これもいろいろ経過がございまして、いろんな技術的な面になりますとなかなか経済課の担当では対応できないというようなことで、もう少し市もしっかり取り組みたいということでの今の担当課、都市開発課という部分もございまして、また御理解もいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、私どものほうも何とかしていきたいという思いは強く思っているところでございます。しかしながら、繰り返しになりますけれども、やはり地権者の方の意見集約ということも、非常に大前提ということでございまして、その点も御理解いただきたいと思っております。

それからもう一点、確かに、今の有料駐車場というのが、年間指定管理者から六千数百万円、約7,000万円近くの収入というのか、そういうものをいただいていくという、これも安定した一つの税外収入として大事なものですけれども、それにこだわって西新地のまちづくりについて市が協力できないとか、そういうことは一切考えおりませんので、そういったことも含めて、市としても当然これからのまちづくりの中にも今ある駐車場の台数は確保していく必要があると思っておりますけれども、今の位置に必ずしも有料駐車場としてあり続けなくてはいけない、そんなようなふうには思っておりませんので、そういった全体の青写真を描く中で、さらに検討が進めばいいのかなというふうに考えております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○市民部長

ところどころで答弁させていただいて済みません。信用保証料補助金の関係でございます。

ももとの申請が何件あったのかというお話で

ございますが、123件ありました。それで、この事業成果報告書95ページに載っております、三つに分かれておりますが、これを全部足しますと118件であります。118件の補助をしたということでございます。5件は不受理という形なわけでございますが、4件については過去に融資を受けてみえたものがあって、それが残っている間にまた借りたいというようなお話があったようですが、こうしたことはできないと。過去に借りたものを返してまた借りたいというようなお話のようですが、こうしたことはできないということで、不受理にしたのが4件、それから同じ一つの事業の計画を二つに分けて申請があったというようなことがあったようで、これについて、片方は受理をいたしました。これを二つに分けるというわけにはいかんということで1件は不受理にしたということで、5件は不受理にしたという、そういうことでございます。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、1点お聞かせいただきたいと思っております。

委員会提出資料ということで、緊急雇用創出基金について成果資料を提出いただいておりますので、主要成果報告書の30ページにつながる部分ですが質問をさせていただきたいと思っております。

この件に関しては、私は質疑のほうで、補正のほうで少しやらせていただきましたが、質疑では決算のところ佐藤議員がすばらしい視点で質問していただきまして、今回この資料を提出いただきました。まずこの点について少し伺いたいんですが、この資料に関しては、今回佐藤議員が資料の提出を求めたんですが、効果検証に関しては、提出前からされていたものなのか、今回提出してくださいということであえて効果検証したものなのかどうかお聞かせください。

○経済課長

今回のこの資料のこの部分につきましては、佐藤議員からの資料要求の中でつくらせていただき

ました。しかし、実際には平成22年度が終わった時点で、その後の雇用の状況というのは提出の資料の一つとなっておりましたので、県のほうにも報告する資料でございました。それを今回資料的に加工したものを outs させておいてというのが現状でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

ということは、こういった効果検証に関しては、県または国のほうで集約されていて、次のそういったものに活用されているという認識でよろしいでしょうか。

○経済課長

県のほうの雇用基金のほうで今回の活用させていただいておりますので、県のほうもそのようなものを、資料を集めて、実際にどのような効果があったかというのは検証されているかと思っております。

○田中委員

ありがとうございました。

中身少し見させていただいたんですが、61人の雇用に対して、右のほうでその後の雇用、修了後の状況ということで書いてありますが、一番右の勤め先がまだ決まっていない37名ということになっています。61分の37ということで約60%ということですが、60%がまだ失業のままというとらえ方もありますが、見方を変えれば、40%が雇用されたという見方もできると思います。この数字が多いか少ないかというのは今後の検証を受けて、後々この基金がどのように活用されていくかと思うんですが、この間の質疑のときも少しお話しさせていただきましたが、先日の報道でもありました、基金の積み増しがされるようだという報道もされております、平成24年度以降も。ということで、今回いろいろ、あのときに市民部長のほうからも少し御答弁いただきましたが、この件に関しましては、例えば平成22年度で集計しますと、愛知県だけで902件、県内の市町村で902件の事業数があります。もちろん重複したものがあると思いますが、それによって1万2,000人弱、約110億円

の創出事業が行われています。全国でいくと2万件以上の事業数が行われております。約1,500億円の事業額が行われていますが、そういったものを参考にさせていただいて、この間は、2枠中2枠というお話だったんですが、今後もしこういうことがあった場合には、各課からたくさんの応募があつてそれを庁内でコンペを行って、優良なものから出していくぐらいに活性されるとさらにいいのではないかなと思いますので、その点をお願いしまして質問を閉じます。よろしく申し上げます。

○経済課長

来年度以降も、もし県からこのようなお話がありましたときに、私どもも各担当のほうに情報を流しまして、もし希望があればこの事業に参加していきたいなと思っております。

以上でございます。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成22年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

国保について質問させていただきます。

昨年度、介護納付金の上限額が引き上げられたと思うんですけど、幾ら引き上げられましたっけ。

○国保医療課長

介護納付金につきましては9万円から10万円に、平成22年度で1万円引き上げをしております。

○池田福子委員

ですから、限度額は幾らになりましたっけ。

○国保医療課長

介護納付金の限度額は、10万円でございます。

○池田福子委員

合計は。

○国保医療課長

平成22年度におきましては、医療分が47万円、支援金分として12万円、介護納付金として10万円でございますので、69万円でございます。

○池田福子委員

この試算でいきますと600万円ぐらいの家庭で4人家族で、69万円という試算がざっと出てくるわけなんですけれども、1割強になるわけなんです。60万円だとしても月5万円という保険料になってくるわけなんですけれども、こういう高額な保険料に対してどのように思われますでしょうか、市長。

○林市長

非常に高額だなという思いはございますけれども、質問されていないかもしれないんですけども、大分一般会計からも繰り出しをさせていただいていることでありまして、非常に厳しいなというのが率直な思いであります。

○池田福子委員

それで、昨年度、平成22年度はそれでその額になったんですけど、さらにことしはいかほど上がりましたかしら。

○国保医療課長

限度額につきましては、医療分で47万円から50万円、後期の支援金分としましては12万円から13万円と1万円、介護納付金につきましては10万円の据え置きでございます。合計で73万円、最高限度額になりますと73万円、合計で4万円上

がっております。

○池田福子委員

これは収入がそのまま600万円前後の話だと思うんですけども、国保料の場合は控除額が非常に少ないわけですね。市税の場合と違まして本当に即対象額になってしまうということで、大変な負担を強いられるということになるんですけども、この点に関しても今のお答えですかね、市長、どうですか。

○林市長

なかなか大変だなという思いは本当に持っているわけでありまして。なかなか国保会計を運営させていただくのは非常に難しいときだなというふうに思っております。

○池田福子委員

近隣の5市で比べてみましても、知立市は高浜に次いで2番目に高い保険料で、1人平均でしますとね。一番高いのは高浜なんですけれども、本当に一番安いところと比べると七、八千円差があるんですね。これに対してもどう思われますでしょうか。

○林市長

今資料が持ち得ていなくて申しわけないんですけども、平成23年度、国保の保険料の値上げをさせていただく際に、そのときの一般会計からの繰入金将他市と比較させていただきますと、非常に繰入額が1人当たり多かつたんじゃないかなという気がしております。保険料が高くなるというのは、そのとき職員と話をさせていただいた、また、国保運営審議会の方々ともお話しさせていただいたんですけども、非常にお医者にかかれる方々が多いんじゃないかなという話だとか、1人当たりの医療費が非常にかかっているなということ等も理由としてお話の中では出ていたわけでありまして。何が申し上げたいかと申しますと、何遍も申し上げますけれども、非常に国保被保険者の方には、本当に大変だなという思いはあるのと同時に、国保会計を運営させていただく保健者としても大変だなという思いでございます。

○池田福子委員

大変だだけではなくて、大変なんですわ。ですからその証明として滞納が多いということがあるんじゃないでしょうか。国保税滞納、多いですよ。どれぐらいでしょうかね。

○国保医療課長

収納率におきましては現年度分で、昨年度が87.7%であったものが平成22年度につきましては91.22%と約3.5%ほど上昇しております。滞納の件数につきましては、本年度、現年度分で675世帯でございます。昨年度は931世帯でございましたので、若干減っておるといふふうになっております。

○池田福子委員

675世帯は全世帯の何分の1ぐらいですか、国保世帯。

○国保医療課長

年間平均の世帯数が8,730世帯でございますので、675世帯は7.73%になります。

○池田福子委員

7%が滞納していると。滞納すればそれに付随して延滞金がつくと。14.7%ということでしたよね。延滞すると14.何%でしたよね。記憶にないんですけども。

○国保医療課長

たしか、14.6%だったと思います。

○池田福子委員

ここでそれを言ってもしょうがないんですけど、14.6%というのが非常に重いんですね。サラ金だってこんなに取らないでしょうと、それがこういうところがやっぴいのかしらというふうに私個人では思うんですけども。どんどんどんどん延滞料がたまってくるという構図になってくると思うんです。月5万円、14%をつけたらどれだけ積んでいくかということなんですよ。金額がたまっていくかということなんですよ。こういう高い税率をかけながら、払っていない、それで滞納しているから滞納機構に送って、一括で払えと、こういう構図に最近なっているわけですよ。ですからその前に、本当に窓口の方を初め相談体制をしっかり打ち出してもらいたいんですね。相談に来

てくれれば減免もあるよとか、分納も、可能ならば手続はするよとか、そういうことが言えると思うんですよ。知立市滞納機構に送るといふ、けた違いに多いわけですから、それは市民を信用していないからというのもあるんじゃないかと思うんですよ。ですからその辺の、こんなに高額な金額を提示している、払えないというのが、払えない人も多いだろうというのがわかっているのという気がするんですけどね、いかがですか、副市長。

○清水副市長

今非常に国保税が高いというお話と、そういうこともあって滞納者が多いんじゃないかということ、それもそれぞれそういったところもあるのかなということもありますけれども。それと、今は離職をされて、非常に経済的にも苦しいという方も多いのかな、そういったことも理解するところでございます。しかしながら、先ほど市長も申し上げましたけれども、国保会計というのは、非常に大変苦しいということの中で、一般会計でも市としては今のところ最大限のそういう支援もさせていただいていると、そういう現状も御理解をいただきたいということ。もう一つは、そういった納税環境が非常に悪いという中でありますが、しかしながらしっかりとこういったものを理解して納税をきちっとしていただいている方も他方ではたくさんおみえになるということも事実でございます。そういったことも踏まえて、本当に生活上で納税ができないということであれば、これはもう本当に御相談をいただいて、市の担当もそういった事情をしっかりと聞き取らる中で、どういった方法がいいのかということを双方で考えていきたいなということ。もう一つは、先ほどの滞納の14.6%ですか、それも非常に高いねというお話もでございます。そういうことでございますので、市としてもできるだけ、担当は水際作戦というような言葉を使いますが、いずれにしても現年度をしっかりと納税していただくと、それで繰り越しを出さないということが一番大切なということで、そういうことでも担当も取り組んでおるわけでございます。そういった意味では、御質問者が申し

上げましたように相談もきっちりやらせていただくということも大事なことだというふうに理解をしておりますので、その辺については今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○池田福子委員

相談に見えたら、こういう方法、こういう方法、そうするとずっとこういう救済法がある、ある、あるということをきちっと相談の方がわかっていて、この人にはこの方法が紹介できるという、マニュアルではないんだけど、いろんな方法があるんだということをちゃんと明示していただきたいなと思います。

もう一つ、それにちなみまして、資格証明は出していますか。どうですか。

○国保医療課長

1名の方に出しております。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時08分

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

資格証明書の発行は1名ということですね。資格証明書になるとどうなるのでしょうか。

○国保医療課長

資格証明書になりますと窓口負担をすべて払っていただいて、窓口の負担、基本的には10割分を医療機関で払っていただいて、後で償還払いをするという形になります。10割を払っていただいて、3割を償還払いするという形になります。

○池田福子委員

窓口負担、その場で10割を払うわけですね、窓口で。ということで間違いないですね。

○国保医療課長

はい、窓口で10割を払っていただきます。

○池田福子委員

そもそも10割負担ということだものですから、その方はそれがわかっているということだと思

いますけれども、保険税も払えない人が、10割負担をいきなり出せということになりますと、その方は病院に行くのをやめちゃうんじゃないかと思うんですけど、どう思われますか。

○国保医療課長

窓口で10割を負担していただいて、その残りの7割を払い戻すという形をとっておりますので、病院に行かれないということは必要があれば行かれるというふうに考えております。

○池田福子委員

必要ならば行くだろうということでしょうけれども、お金を請求されるそれも多額なものだというのがわかっていたら、医療機関に出向かないと思うんですよ。それをほうっておくからますます医療費が高くなるというのがわかっていて、だんだん重篤なるのに出向けないという状態になるんじゃないかと思うんですけどね、いかがですか。

○国保医療課長

そのようなことがないように医療機関のほうにかかっていたらなというふうには考えております。

○池田福子委員

医療機関にかかってももらえればいいがなということをおっしゃいましたけれども、すくい上げる方法をちゃんと教えてあげないと医療機関には行かないと思います、現金がないわけですから。だから、そういう場合は、借りていっちゃいかかそういうことをおっしゃるかもしれないですけども、税金も払えない方、借りるところもないという方は、はっきり言ってそのまま命の問題なのに死ぬのを待つということになるんでしょうかね。アメリカが、日本のこの保険制度は物すごくうらやましいという話がありますよね。日本のこの皆保険という制度がね。ぜひ、そういうふうに、アメリカもしたいというふうに働きかけていて、ちっともそれは進まないというのがあります。本当にいい制度なんですけれども、今ちょっとそういう面でひずみが出ていると思うんですね。7割は戻るとはいっても、戻るのにどれだけかかりますか、期間。1日や2日では戻らないでしょう。

○国保医療課長

1日や2日では戻らないということになります。保険診療に該当するというのであれば、一月とかその程度はかかるというふうに考えております。

○池田福子委員

そうですね。まず、手続しないと戻らないわけですし、手続する体力があるかどうかはわからないんですけど。当局としては、お一人ということですよ、今みえるのはお一人、この人を何とか、どうやって救おうということはお考えがございませうか。この一人も救えないかと、逆に言うと。

○国保医療課長

資格証明書の交付ということでございますので、御本人様のほうに連絡をさしあげて、相談に来ていただきたいというような形で御連絡はさしあげておりますけれども、なかなかこちらのほうに見えてもらえないというような形がございまして、引き続き連絡をとって、納付等の状況等、成果状況等を相談させていただきたいというふうには考えております。

○池田福子委員

そもそもこういうものが始まったというのは、悪質な滞納の方を対象にしていますかね、こういう制度、滞納機構でもそうなんですけれども。払えるのに払わない人を対象にしているならば、それはまた問題は別なんですけど、払いたくても払えない人が対象ならば救う道もつくっておかないと、本当に命の問題になってきちゃうと思うんですが、いかがですか。

○国保医療課長

資格書の対象者の方につきましては、払える能力があるというふうに判断をしているのに未納であるというような形で判断をして、交付をさせていただいております。

○池田福子委員

お一人なら、時間的な問題もあるかもしれないけど、訪問って一度してみてもいいかなと思うんですが、本当に払えるものか、本当は本当でないから払えないのかという訪問は、一度は。呼んでも呼んでも見えないからというんじゃないで、人数はまだ少

ないうちにそういう手を打っておいたほうがいいんじゃないですか。

○国保医療課長

一度、どのような対応がとれるか検討したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○池田福子委員

もう一つ伺いますね。それと同列で、短期保険証はどれぐらい発行していますか。

○国保医療課長

8月末現在で639世帯でございます。

○池田福子委員

そうしますと、滞納している方の9割方が短期保険証になっていますか。

○国保医療課長

639世帯の対象となる方は、平成22年度に被保険者証の更新をしております、その時点の滞納の短期保険証の交付の対象ということで、平成21年度以前の滞納がある世帯ということで対象者がおりますので、平成21年度の滞納世帯が931でございますのでその世帯ということで、世帯数のうちの639ということでございます。

○池田福子委員

と申しますと、全国保の世帯の一体何%ですかね。さっき7%と言っていましたよね、滞納が。これで600件以上だと、人数にするともっと多いわけですよ。世帯で600世帯だとしても。

○国保医療課長

約7.3%の世帯になります。

○池田福子委員

この中には小さいお子さんがいる方とかもみえるわけですよ。どうですか。よく保健室なんかで子供が、知立の場合はあれなんですけど、病院へ行こうよと言うと、保険証がないからという返事をされたとかという話も聞くんですけど。知立市の場合だったらそういうことはないと思うんですけども、世帯で考えて、これはすごい数字だなと思ったんですけども。本来ならば資格証明に行く人を、短期にしているという意味もあるんだよね、多分。本来なら資格証明のほうですよ、10割負担のほうにしちゃうと、だけど、短

期で救っていると、逆に言うと。そういうケースもあるというふうに好意的に解釈してもよろしいですか。

○国保医療課長

資格証明書のほうにつきましては、なるべく交付しないようにというふうには考えておりますが、子供につきましては、短期証の有効期限を親御さんとは違ったような形で、最長6カ月というような形で出ささせていただいております。

○池田福子委員

最長6カ月ということは、普通はもっと短いということですか。

○国保医療課長

一応6カ月をめどに交付しておりますが、こちらにお見えになったときの日にちに依りては、更新等の関係もありますのでそれが5カ月になったりする場合もございますけれども、子供につきましては6カ月ということで出ささせていただいております。

○池田福子委員

こういう状態、副市長、どう思われますか。

○清水副市長

確かに、そういった短期保険証で対応していただかなくちゃいけないということになったことについては、それまでの、先ほど来申し上げているような納税相談だとかいろんなそういう個々にいろんな御事情があろうということではありますけれども、やはりそういった意味では、早目の御相談をいただく、そういった中でそういうことをできるだけ避けていくということが大事だというふうに思っておりますし、資格証明書に至っては、まさにそういうことでございますので、そういうことに至らないそういったところできちっと対応をできるように納税者の方も進んで御相談をいただくとか、そういった対処方法を双方でしっかりと立てていくということが大事だろうと思っております。

○池田福子委員

ということは、きちっと相談体制を整えるということになるかと思っておりますけれども、人員的には

どうですか。

○国保医療課長

納税の相談につきましては、窓口での相談につきましては国保医療課の職員、税務課の職員もあわせて行っておりますので、滞納、未納の相談等の滞納処分とかそういうところにつきましては税務課のほうで行っております。窓口に見えたときにつきましては、国保医療課の職員、あわせて税務課の職員等がお話を伺いながら、どのような形で納付される、短期証になるのか通常証になるのかというような御相談も含めてさせていただいております。

人員につきましては、国保医療課の職員につきましては、滞納整理等の仕事は現在税務課のほうでお願いしておりますので、税務課のほうの体制につきましては私では何とも申し上げられません。失礼します。

○池田福子委員

今いいことを教えていただいたんですね。国保のほうは課税をする、でも、それを徴収するのは税務課であると、分断しているわけなんですよ。できましたら、同じ席で相談に乗っていただきたいと思うんですよ、税務課の方、それから国保の方、本人というふうに。そうしないと、こちらは徴収するだけ、こちらは課税してこの金額を知らせるだけということになるんですけど、やっていたいただいているのかな。

○国保医療課長

短期証等で窓口に見えた場合、また納付相談に見えた場合につきましては、国保の職員と税務課の職員をこちらの窓口のほうに呼びまして相談に乗っておるのが現状でございます。

○池田福子委員

話によると、全然別だからあっちの話とこっちの話がかみ合わないのよなんていう話もあったものですから、これはちょっとまずいなと思って申し上げましたので、一緒にというスタンスがあれば、それはそのまま進めていただきたいと思いません。

それともう一つ、レセプトの開示の問題、この

間出たんですけれども。例えば医療費が無料になっている場合は、こういうことは余り申し上げたくないんですけれども、やっていない項目も金額に乗せちゃってあったという事例がこの間ございまして、検査を受けていないのに検査を受けた金額が、4カ月に1度家庭に送られてくる、医療費通知ですよ。本人は、例えば75歳なら自分では払っていないものだから幾ら請求されたかというのは、4カ月後の医療通知表しかわからないと。余り意識のない方だとそのままということになってしまうんですけれども、たまたまこれはおかしいというふうに気づいた方がみえまして、だけど、それをどこに相談すればいいか、どこに申し出ればいいのか、まずわからないからどうしようということで、広域連合のほうにかけたわけなんです。広域連合のそのやりとりをこちらの国保の担当の方に申し上げましたら、知立の窓口でいいですということだったので、レセプトの開示ということも意思統一していただいて、払わなくていい医療費を払っているかもしれないという事例だと思うんですけどね。使わないようにしましょうと言っていただけたら審査というか、そういうのも考えていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○国保医療課長

御質問の件につきましては、後期高齢者医療の広域連合のほうから被保険者の方へ医療費の通知、あなたは病院で何月にこれだけ医療費を使われましたという形で総額のものが行ったということだと思いますが、お話の場合につきましては、保健者というんですか、医療費の負担をする保健者が広域連合でございますので、診療報酬明細書につきましても保管は広域連合のほうでしておりますので、また国保の保健者ごとで保管をしておりますので、国保の被保険者の方の分につきましては、知立市のほうで受け付けると。後期高齢者の広域連合の方につきましては、受け付けは知立市ですが、受け付けをして、その書類は広域連合のほうに送りまして広域連合のほうで処理をするという形になりますので、統一というんですか、保

健者ごとでやるという形でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○池田福子委員

ですから受け付けるのは知立でやってもらえるということですね。

○国保医療課長

広域連合の後期高齢者の医療につきましては、受け付けは知立市で行わせていただきまして、書類につきましては広域連合のほうに送らせていただいてそちらのほうで処理をしていただくという形になります。

○池田福子委員

そこで、これは疑問だという疑義らしいんですけども、それがわかった場合の手続は、知立で申し出れば、この辺がおかしいとか。

○国保医療課長

その辺の手続につきましては、私、承知しておりませんので調べさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○池田福子委員

普通の一般の方がそういうことを申し出るというのは、本当に勇気の要ることだと思うんですよ。けれども、一方では医療費をもっと押さえたいと言っているわけですから、チェック機能の一つとして、申し出のあったものぐらいはチェック機能を働かせてもいいんじゃないかと思うわけです。また、調べておいていただいたら教えてください。

こういうふうに今国保税に関しては非常に無理があるということで、幾ら先ほどから市長が繰り返している、多額に出しているといっても、もう市では限界だと思うんですね。ですから、この間ありましたよね、国庫負担が少ないから何とかふやすと。市長、制度改正の意見書、国庫負担を上げるような意見書を出してもらえませんか。

○林市長

国保の財政を安定させる話というのは市長会議等でたびたび出ておりまして、またの機会をとらまえて、また申し上げていきたいなと思っております。

○池田福子委員

医療って生きる根源だと思います。そこが十分にできないというのは、やっぱりこれは、国としてもそうですけれども市としても欠陥だと思います。医療が十分に受けられない、これは基本ですよ。生きるための基本だと思いますので、ぜひ、これ、進めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成22年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、認定第5号 平成22年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成22年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について挙手により採決します。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成22年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について挙手により採決します。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

異議なしと認めそのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後5時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会
委員長